

官報

号外 昭和五十二年十一月二十一日

○第八十二回 参議院會議録第十一号

昭和五十二年十一月二十一日(月曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十一号

昭和五十二年十一月二十一日

午前十時開議

第一 核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求むるの件(第八十回国会内閣提出、第八十二回国会衆議院送付)

第二 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(第八十回国会内閣提出、第八十二回国会衆議院送付)

第三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(第八十回国会内閣提出、第八十二回国会衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、活動火山の爆発降灰等による災害対策等の充実強化に関する決議案(村田秀三君外七名発議)(委員会審査省略要求事件)

二、日程第一より第三まで
一、参議院の組織及び運営に関する協議会の設置に関する件

議長(安井謙君) これより会議を開きます。

昭和五十二年十一月二十一日 参議院會議録第十一号 議事日程追加の件

活動火山の爆発降灰等による災害対策等に関する決議案

この際、お諮りいたします。
村田秀三君外七名発議に係る活動火山の爆発降灰等による災害対策等の充実強化に関する決議案は、発議者要求のとおり、委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。よって、本決議案を議題といたします。

まず、発議者の趣旨説明を求めます。村田秀三君。

活動火山の爆発降灰等による災害対策等の充実強化に関する決議案
右の議案を發議する。

昭和五十二年十一月十八日

發議者

村田 秀三

上條 勝久

太田 淳夫

柳澤 鍊造

賛成者

青井 政美

古賀雷四郎

田原 武雄

松垣徳太郎

佐藤 三吾

村沢 牧

参議院議長 安井 謙殿

遠藤 要

青木 耕次

小巻 敏雄

山田 勇

金丸 三郎

坂野 重信

戸塚 進也

最上 進

松本 英一

原田 立

活動火山の爆発降灰等による災害対策等の充実強化に関する決議

有珠、樺島、阿蘇等活動火山の爆発及び降灰等による被害対策は、現行の法令及び財政措置によつて対応してきたところであるが、最近における噴火による被害の実態にかんがみ、火山周辺地域住民の生命、身体、安全確保と生活及び産業の安定に資するため、政府は、速やかに関係法令、行政上の措置について検討し、次の事項を実施するため、必要な関係法令の改正を前提とする行政財政上の適切な措置を講ずべきである。

一、火山活動研究観測体制の充実強化と防災体制の整備

一、緊急避難施設整備地域の拡大と施設の整備

一、降灰の排除事業の推進と助成の強化拡大

一、公共施設等の降灰防除のための施設整備とこれに対する助成

一、土石流等による災害防除のための治山治水事業の拡充強化

一、農林漁業の降灰等による被害軽減対策の強化

一、特に防災官農施設の拡充と指定地域の拡大

一、商工業者等の降灰被害対策資金融資等の強化

一、降灰等の住民の健康に及ぼす影響調査の実施

一、関係地方公共団体に対する財政措置の強化

右決議する。

〔村田秀三君登壇、拍手〕

○村田秀三君 ただいま議題となりました自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党及び第二院クラブの共同提案に係る活動火山の爆発降灰等による災害対策等の充実強化に関する決議案について、発議者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

活動火山の爆発降灰等による災害対策等の充実強化に関する決議案
有珠、樺島、阿蘇等活動火山の爆発及び降灰等による被害対策は、現行の法令及び財政措置

によつて対応してきたところであるが、最近における噴火による被害の実態にかんがみ、火山周辺地域住民の生命、身体、安全確保と生活及び産業の安定に資するため、政府は、速やかに関係法令、行政上の措置について検討し、次の事項を実施するため、必要な関係法令の改正を前提とする行政財政上の適切な措置を講ずべきである。

一、火山活動研究観測体制の充実強化と防災体制の整備

一、緊急避難施設整備地域の拡大と施設の整備

一、降灰の排除事業の推進と助成の強化拡大

一、公共施設等の降灰防除のための施設整備とこれに対する助成

一、土石流等による災害防除のための治山治水事業の拡充強化

一、農林漁業の降灰等による被害軽減対策の強化

一、特に防災官農施設の拡充と指定地域の拡大

一、商工業者等の降灰被害対策資金融資等の強化

一、降灰等の住民の健康に及ぼす影響調査の実施

一、関係地方公共団体に対する財政措置の強化

右決議する。

以上であります。

次に、決議案の趣旨について申し上げます。

わが国は、自然的条件から世界でも有数の火山国であり、古来から活動火山の爆発降灰により、幾多の住民の生命と生活が脅かされ、加えて、多大な農作物等の被害もたらされておりますことは、まことに遺憾であります。

特に、先般の有珠山の大爆発は、一万メートルに達する噴煙を噴き上げ、異常な地殻変動をいまなお続けており、また、たび重なる樺島、阿蘇山の爆発は、活発の度をさらに加えている状況にあり、いずれもかつてないおびただしい降灰のため、周辺地域の住民生活は恐怖と不安にさらされ

昭和五十二年十一月二十二日 参議院會議録第十一号

活動火山の爆発降灰等による災害対策等の充実強化に関する決議案 核兵器の不拡散に関する条約第三条一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件

二〇〇

ているのであります。すなわち、降灰による道路交通の混乱、屋外教育活動の支障、農林漁業の生産低下、住民の健康阻害等、被害の実情は多岐にわたっており、また、広範な地域での降灰除去事業の実施は、地方公共団体にとって過大な財政負担となつてゐるが現実であります。

こうした降灰被害に対する現行の施策としては、第七十一回国会で制定された活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律のもとに、避難施設、防災官民施設の整備が進められてきたところでありますが、各般の被害について、これらの施策のみではもはや対応できないことは明白であります。ために、火山活動観測体制の充実強化を初め、降灰対策事業の創設、避難施設の拡大整備、官民対策の拡大推進、住民の健康対策等について、関係法令を再整備し、行政財政の両面にわたり、多角的な対応策を確立することが不可欠と痛感するものであります。

かかる状況の中で、活動火山周辺地域における防災行政に十全を期し、地域住民の人心安定を図ることはまさに緊要であり、政府は、本決議案の趣旨を体し、各事項について所要の措置を早急に講ずるよう、強く要請するものであります。

以上が本決議案の趣旨であります。何とぞ議員各位の御賛成をお願い申し上げる次第であります。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより本案の採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

(拍手)

ただいまの決議に対し、田澤国務大臣から発言を求められました。田澤国務大臣。

〔国務大臣田澤吉郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(田澤吉郎君) 本年八月の有珠山の突然の噴火を初め、桜島、阿蘇山等の活発な火山活

動は、周辺の住民、産業に多くの影響を及ぼしてゐるところであります。政府としては、従来から、これら活動火山対策の推進に努めてきたところであります。

ただいまの院議につきましては、その御趣旨を十分尊重して、関係省庁ともども活動火山対策にできるだけ努力をしてまいる所存であります。(拍手)

○議長(安井謙吉) 日程第一 核兵器の不拡散に関する条約第三条一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件(第八十回国会内閣提出、第八十二回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。外務委員長安孫子藤吉君。

審査報告書
核兵器の不拡散に関する条約第三条一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は多数をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十二年十一月十七日
参議院議長 安井 謙殿
外務委員長 安孫子藤吉

一、委員会の決定の理由
この協定は、我が国が核兵器の不拡散に関する条約の締約国となつたことに伴い、同条約に基づき義務の履行として、我が国の原子力の平和利用に係るすべての核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことを確認するため国際原子力機関の保障措置を受諾すること

について定めたものである。この協定に基づく保障措置は、原則として同機関が我が国による自主査察の一部に立ち会うこと及び自主査察を觀察することにより実施されることになつてゐるほか、商業上及び産業上の秘密の保護について十分配慮されることになつてゐる等の点で合理化されており、この協定を締結することは、核兵器の拡散を防止する見地及び我が国の原子力の平和利用促進の見地から多大の貢献をなすものと期待されるので、妥当な措置と認めた。

二、費用
別に費用を要しない。

核兵器の不拡散に関する条約第三条一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件
第八十回国会及び第八十一回国会において本院で継続審査をした右の件を承認することを議決したからこれを送付する。
昭和五十二年十月二十八日
参議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

核兵器の不拡散に関する条約第三条一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件
核兵器の不拡散に関する条約第三条一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認

を求める。

核兵器の不拡散に関する条約第三条一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定
日本国は、千九百六十八年七月一日にロンドン、モスクワ及びワシントンで署名のために開放され、かつ、千九百七十年三月五日に効力を生じた核兵器の不拡散に関する条約(以下「条約」という。)の署名国であるので、

条約第四条一は、条約のいかなる規定も、無差別にかつ条約第一条及び第二条の規定に従つて平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を發展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならないと規定してゐるので、

条約第四条二は、すべての締約国は、原子力の平和的利用のため設備、資材並びに科学的及び技術的情報を可能な最大限度まで交換することを容易にすることを約束し、また、その交換に参加する権利を有すると規定してゐるので、

条約第四条二は、更に、締約国は、また、可能なときは、単独で又は他の国若しくは国際機関と共同して、平和的目的のための原子力の応用、特に締約国である非核兵器国の領域におけるその応用の一層の發展に貢献することに協力すると規定してゐるので、

条約第三条一は、締約国である各非核兵器国は、原子力が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されることを防止するため、条約に基づいて負う義務の履行を確認することのみを目的として国際原子力機関憲章(以下「憲章」とい

う。及び国際原子力機関（以下「機関」という。）の保障措置制度に従い機関との間で交渉しかつ締結する協定に定められる保障措置を受諾することを約束すると規定している。

条約第三条4は、締約国である非核兵器国は、同条に定める要件を満たすため、憲章に従い、個々に又は他の国と共同して機関と協定を締結するものとすると規定している。

機関は、憲章第三条A5の規定に基づき、いずれかの二国間若しくは多数国間の取極の当事国の要請を受けたときは、その取極に対し、又はいずれかの国の要請を受けたときは、その国の原子力の分野におけるいづれかの活動に対して、保障措置を適用する権限を有するので、

日本国政府は、査察を含む日本国の国内制度を通じて、特に加工、再処理並びに原子炉の設置及び運転を含むすべての原子力活動に関して必要な規制を行う用意があるので、

この制度には、設計情報の検討、日本国についての核物質の計量を可能にする記録の保持及び報告の提出、日本国の査察員による査察並びに処罰の制度を含むので、

日本国政府及び機関の活動の不必要な重複を避けることが日本国政府及び機関の希望であるので、

よつて、ここに、日本国政府及び機関は、次のとおり協定した。

第一部 基本的約束

第一条

日本国政府は、条約第三条1の規定に従い、日本国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき、その物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことを確認することのみを目的として、この協定の規定に従つて保障措置を受諾することを約束する。

保障措置の適用

第二条

機関は、日本国の領域内若しくはその管轄下で又は場所のいかんを問わずその管理の下で行われるすべての平和的な原子力活動に係るすべての原料物質及び特殊核分裂性物質につき、その物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことを確認することのみを目的として、この協定の規定に従つて保障措置が適用されることを確保する権利及び義務を有する。

第三条

(a) 日本国政府は、この協定に基づく保障措置の対象となるすべての核物質についての計量管理制度（その核物質についての独立の検閲を含む。以下「国内制度」という。）を維持する。日本国政府は、国内制度を「国内保障措置制度」と称することができる。

(b) 日本国政府は、日本国の領域内のすべての平和的な原子力活動に係る原料物質及び特殊核分裂性物質について国内制度を適用するに当たり、その原料物質及び特殊核分裂性物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことを確認することについて、この協定の規定に従つて機関と協力することを約束する。

(c) 機関は、核物質が平和的利用から核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことを確認するに当たり、この協定の規定に従い、国内制度による認定を検閲することが可能となるような方法で機関の保障措置を適用する。機関の検閲には、特に、機関がこの協定に規定する手続に従つて行う独立の測定及び観察を含む。機関は、その検閲を行うに当たり、国内制度の技術的な実効性に妥当な考慮を払う。

第四条

日本国政府及び機関は、この協定に規定する保障措置の実施を容易にするために協力し、並びに日本国政府及び機関の活動の不必要な重複を避け

るものとする。

保障措置の実施

第五条

この協定に規定する保障措置は、次の態様で実施する。

(a) 日本国の経済的及び技術的發展又は平和的な原子力活動の分野における国際協力核物質の国際的交換を含む。を妨げないような態様で日本国の平和的な原子力活動、特に施設の使用に対して不当に干渉しないような態様で

第六条

(a) 機関は、この協定の実施を通じて知に至つた商業上及び産業上の秘密並びに他の秘密情報を保護するためすべての措置をとる。

(b) (i) 機関は、この協定の実施に関連して入手した情報を公表してはならず、また、いかなる国、団体又は個人にも伝達してはならない。もつとも、機関は、この協定を実施するに当たりその責任を遂行するために必要な限度において、この協定の実施に関連する特定の情報を機関の理事会（以下「理事会」という。）又は保障措置に関する公的任務のためにその情報を必要とする機関の職員に提供することができ。

(ii) この協定に基づく保障措置の対象となる核物質に関する情報の概要は、日本国政府が同意する場合には、理事会の決定により公表することができる。

第七条

(a) 機関は、この協定に基づく保障措置を実施するに当たり、保障措置の分野における技術的發展に十分な考慮を払うものとし、現在又は将来の技術が可能とする限度まで、最適な費用効果を確認するため、及び一定の必要な箇所において機器その他の技術的手段を使用することによ

りこの協定に基づく保障措置の対象となる核物質の移動に対して効果的に保障措置を適用するという原則の適用を確保するためにあらゆる努力を払う。

(b) 最適な費用効果を確保するため、例えば、次のような方法を用いるものとする。

(i) 計量の目的のための物質収支区域を設定する手段としては、封じ込め

(ii) 核物質の移動を評価するに当たつては、統計手法及びランダム・サンプリング

(iii) 核燃料サイクル中、核兵器その他の核爆発装置を容易に製造し得るような核物質の生産、処理、使用、貯蔵等の段階への検認手続の集中及び、機関によるこの協定に基づく保障措置の適用が妨げられないことを条件として、その他の核物質に関する検認手続の最小化

機関に対する情報の提供

第八条

(a) 日本国政府は、この協定に基づく保障措置の効果的な実施を確保するため、この協定の規定に従い、この協定に基づく保障措置の対象となる核物質に関する情報及びその核物質に対する保障措置の適用上の施設の特徴に関する情報を機関に提供する。

(b) (i) 機関は、この協定に基づく責任を遂行するために必要な最少量の情報及びデータのみを要求する。

(ii) 施設に関する情報は、この協定に基づく保障措置の対象となる核物質に対する保障措置の適用のために必要な最小限のものとする。

(c) 機関は、日本国政府が特に機微であると認める設計情報の検討については、日本国政府が要請する場合には、日本国の建物内で行うことに応ずる。その情報は、機関が引き続き検討するために日本国の建物内で容易に利用し得ることを条件として、機関に物理的に伝達することを要しない。

機関の査察員

第九条

(a) (i) 機関は、日本国に派遣する機関の査察員の指名について、日本国政府の同意を得るものとする。

(ii) 機関は、日本国政府が、指名の提案に際し、又は指名が行われた後いつでも、その指名に異議を申し立てる場合には、日本国政府に対しこれに代わる一又は二以上の指名の提案を行う。

(iii) 日本国政府が機関の査察員の指名の受諾を繰り返し拒否した結果この協定に基づいて実施される査察が妨げられる場合には、理事会は、機関の事務局長(以下「事務局長」という。)の付託により、適当な措置をとるため検討を行う。

(b) 日本国政府は、機関の査察員がこの協定に基づく職務を効果的に遂行することができるようになるために必要な措置をとる。

(c) 機関の査察員の訪問及び活動については、次のように取り計らう。

(i) 日本国及び査察を受ける平和的な原子力活動に対して生ずることがある不都合及び妨害を最小にする。

(ii) 機関の査察員が知るに至つた産業上の秘密又は他のすべての秘密情報の保護を確保する。

特権及び免除

第十条

日本国政府は、国際原子力機関の特権及び免除に関する協定中の関係規定を機関(その財産、基金及び資産を含む。)及びこの協定に基づく職務を遂行する機関の査察員その他の職員に適用する。

核物質の消耗又は希釈

第十一条

この協定に基づく保障措置は、核物質が消耗したとき、核物質が保障措置の観点から関係があるいかなる原子力活動にも使用することができない

ような態様で希釈されたこと又は核物質が實際上回収不可能となつたことを機関が決定することにより、その核物質について終了する。

核物質の日本国外への移転

第十二条

日本国政府は、この協定の規定に従い、この協定に基づく保障措置の対象となる核物質の日本国外への移転を機関に通告する。機関は、受領国がこの協定に定めるところに従いその核物質に関する責任を負つた時に、この協定に基づくその核物質に対する保障措置を終了させる。機関は、個々の移転及び、移転された核物質に対する保障措置の再適用が可能な場合には、その再適用を明示する記録を保持する。

非原子力活動に使用される核物質

第十三条

日本国政府は、この協定に基づく保障措置の対象となる核物質が合金又は工業製品の製造のような非原子力活動に使用される場合には、核物質がそのように使用される前に、いかなる状態においてもその核物質に対するこの協定に基づく保障措置を終了させることができるかにつき機関と合意する。

保障措置の適用除外

第十四条

日本国政府が、その裁量により、この協定に基づく保障措置の適用を必要とする核物質をこの協定に基づく保障措置の適用を必要としない原子力活動に使用しようとする場合には、次の手続を適用する。

(a) 日本国政府は、当該原子力活動を機関に通報し、次のことを明確にする。

(i) 当該原子力活動における当該核物質の使用が、特定の核物質を平和的な原子力活動においてのみ使用する旨の日本国政府が行つた約束であつてその約束に関連して機関の保障措置が適用されるものと抵触しないこと。

(ii) この協定に基づく保障措置の適用除外の期間中当該核物質が核兵器その他の核爆発装置の製造に使用されないこと。

(b) 日本国政府及び機関は、当該核物質が当該原子力活動において使用されている間に限りこの協定に規定する保障措置が適用されないことについて取り決める。この取決めは、保障措置が適用されない期間又は状態を可能な限度において示すものとする。この協定に規定する保障措置は、いかなる場合にも、当該核物質が当該原子力活動において使用されないこととなるときは、直ちに再び適用される。機関は、日本国におけるこのような核物質の総量及び組成並びにこのような核物質のいかなる輸出についても随時通報を受ける。

(c) 個々の取決めは、機関との合意により行う。この合意は、可能な限り速やかに行われ、特に期間及び手続に関する定め並びに報告に関する取決めのような事項のみにかかわるものとし、この協定に基づく保障措置の適用を必要としない活動についての承認及び当該活動についての非公開の情報を含まず、かつ、当該活動における核物質の使用にかかわらないものとする。

財政

第十五条

日本国政府及び機関は、この協定に基づく各自の責任を遂行するに当たつて各自が負つた費用をそれぞれ負担する。もつとも、日本国政府又はその管轄の下にある者が機関による特別の要請の結果として特別の費用を負う場合には、機関が、事前の同意を条件として、その費用を償還する。機関は、いかなる場合にも、機関の査察員が要請するすべての追加的な測定又は試料の採取の費用を負担する。

原子力損害に関する第三者損害賠償責任

第十六条

日本国政府は、日本国の法令に基づいて受けることができる原子力損害に関する第三者損害賠償責任に対する保護(保険その他の金銭上の保証を含む。)が、日本国の国民について適用されるのと同様に、この協定の実施に当たり、機関及びその職員について適用されることを確保する。

国際的な責任

第十七条

この協定に基づく保障措置の実施から生ずる損害であつて原子力事故に起因する損害以外のものに関する日本国政府の機関に対する請求権及び機関の日本国政府に対する請求権は、国際法に従つて解決する。

不転用の確認に関する措置

第十八条

理事会が、事務局長の報告に基づいて、この協定に基づく保障措置の対象となる核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていないことの確認を確実にするために日本国政府の措置が不可欠かつ緊急であると決定する場合には、理事会は、紛争の解決のために第二十二条に規定する手続が援用されているかどうかを問わず、日本国政府に対し遅滞なく必要な措置をとることを要求することが出来る。

第十九条

理事会は、事務局長により報告された関係情報の検討に基づき、この協定に基づく保障措置の適用を必要とする核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかつたことを機関が確認することができないと認める場合には、憲章第十二条Cに規定する報告を行うことができ、また、可能な場合には、同条Cに規定するその他の措置をとることが出来る。理事会は、このような行動をとるに当たり、適用された保障措置の手段によりもたらされる保証の程度を考慮するものとし、かつ、必要な追加的な保証を理事会に提示するためのあらゆる適当な機会を日本国政府に与える。

この協定の解釈及び適用並びに紛争の解決

第二十條

日本国政府及び機関は、いずれか一方の要請により、この協定の解釈又は適用から生ずる問題について協議する。

第二十一條

日本国政府は、理事会に対し、この協定の解釈又は適用から生ずる問題を検討するよう要請する権利を有する。理事会は、その問題の理事会による討議に参加するよう日本国政府を招請する。

第二十二條

第十九条に規定する理事会の認定又はその認定に基づき理事会がとる行動に関する紛争を除くほか、この協定の解釈又は適用から生ずる紛争であつて、交渉又は日本国政府及び機関が合意する他の手続により解決されないものは、いずれか一方の要請により、次のように構成される仲裁裁判所に付託する。すなわち、日本国政府及び機関は、それぞれ、一人の仲裁裁判官を指名し、こうして指名された二人の仲裁裁判官は、裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内に日本国政府又は機関のいずれかが仲裁裁判官を指名しなかつたときは、日本国政府又は機関は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することが出来る。第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかつたときは、同じ手続が適用される。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、すべての決定は、二人の仲裁裁判官の合意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、日本国政府及び機関を拘束する。

第二十三條

機関との他の保障措置協定に基づく機関の保障措置の日本国における適用は、この協定が効力を有する間停止される。日本国政府が特定の計画について機関の援助を受けている場合には、その計画に関する協定の対象となる品目をいづれかの軍事目的を助長するような方法で利用しない旨のその協定における日本国の約束は、引き続き適用される。

第二十四條

この協定の改正
(a) 日本国政府及び機関は、いずれか一方の要請により、この協定の改正について協議する。
(b) すべての改正は、日本国政府と機関との合意を必要とする。
(c) この協定の改正は、この協定の効力発生の際と同様の条件で効力を生ずる。
(d) 事務局長は、この協定の改正を機関のすべての加盟国に速やかに通報する。
効力発生及び有効期間

第二十五條

この協定は、機関が、日本国政府から、効力発生のための日本国の法律上及び憲法上の要件を満たした旨の書面による通告を受領する日に効力を生ずる。事務局長は、この協定の効力発生を機関のすべての加盟国に速やかに通報する。
(b) この協定は、日本国が条約の締結国である間効力を有する。
議定書

この協定の改正
(a) 日本国政府及び機関は、いずれか一方の要請により、この協定の改正について協議する。
(b) すべての改正は、日本国政府と機関との合意を必要とする。
(c) この協定の改正は、この協定の効力発生の際と同様の条件で効力を生ずる。
(d) 事務局長は、この協定の改正を機関のすべての加盟国に速やかに通報する。
効力発生及び有効期間

第二十六條

この協定の議定書は、この協定の不可分の一部をなす。この文書において「協定」とは、この協定及び議定書をいう。

第二十七條

この協定の目的は、第一部の保障措置に関する規定の実施に当たつて適用される手続を必要に応じて定めることにある。

第二十八條

この協定に規定する保障措置の手続の目的は、有意量の核物質が平和的な原子力活動から核兵器その他の核爆発装置の製造のため又は不明な目的のために転用されることを適時に探知すること及び早期探知の危険を与えることによりこのような転用を抑止することにある。

第二十九條

前条に規定する目的を達成するため、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第三十條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第三十一條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第三十二條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第三十三條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第三十四條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第三十五條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第三十六條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第三十七條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第三十八條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第三十九條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第四十條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第四十一條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第四十二條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第四十三條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第四十四條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第四十五條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第四十六條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第四十七條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

第四十八條

この協定に規定する保障措置の目的は、核物質の計量、基本的な重要な保障措置の手段として、重要な補助的手段としての封じ込め及び監視とともに用いる。

昭和五十二年十一月二十一日 参議院會議録第十一号

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件 二〇四

となる核物質を回収することが当分の間実行可能でなく又は望ましくないと認めるときは、日本国政府及び機関は、適用すべき適当な保障措置の手段について協議する。

(b) この協定に基づく保障措置は、第十三条の条件を満たす核物質について終了する。ただし、日本国政府及び機関がその核物質の回収が実行不可能であることを合意することを条件とする。

保障措置の免除

第三十六条

機関は、日本国政府の要請により、次の核物質についてこの協定に基づく保障措置を免除する。

(a) 計測器の検出部分として数グラム以下の量で使用されている特殊核分裂性物質

(b) 第十三条の規定に従って非原子力活動に使用されている回収可能な核物質

(c) プルトニウム二三八の同位体濃度が八十パーセントを超えるプルトニウム

第三十七条

機関は、日本国政府の要請により、この要請がなかつたならば保障措置の対象となる核物質についてこの協定に基づく保障措置を免除する。ただし、この条の規定に基づいて日本国内において保障措置を免除される核物質の総量が、いかなる時点にも次の数量又はいずれの国に対しても一律に適用するために理事会が定める一層大きい数量を超えないことを条件とする。

(a) 次のものの一又は二以上から成る特殊核分裂性物質については、総量で一キログラム

(i) プルトニウム

(ii) 濃縮度が〇・二(二パーセント)以上のウラン(総量の算出には、当該ウランの重量に当該ウランの濃縮度を乗じた数量を用いる。)

(iii) 濃縮度が〇・二(二パーセント)未満であつて、天然ウランの濃縮度を超える濃縮度のウラン(総量の算出には、当該ウラン

の重量に当該ウランの濃縮度の二乗の五倍を乗じた数量を用いる。)

(b) 天然ウラン及び濃縮度が〇・〇五(〇・五パーセント)を超える劣化ウランについては、総量で十メートル・トン

(c) 濃縮度が〇・〇五(〇・五パーセント)以下の劣化ウランについては、二十メートル・トン

(d) トリウムについては、二十メートル・トン

第三十八条

保障措置を免除されている核物質がこの協定に基づく保障措置の対象となる核物質とともに処理され又は貯蔵されることとなる場合には、その核物質に対する保障措置の再適用について取り決める。

補助取極

第三十九条

日本国政府及び機関は、この協定に規定する手続の適用に関して、機関がこの協定に基づく責任を効果的かつ効率的に遂行することを可能にするために必要の限度において詳細に規定する補助取極を作成する。補助取極は、日本国政府と機関との合意により、この協定を改正することなく、補充し又は変更することができる。

第四十条

補助取極は、この協定の効力発生と同時に又はその後できる限り速やかに効力を生じさせるものとする。日本国政府及び機関は、この協定が効力を生じた時から九十日以内に補助取極の効力を生じさせるためにあらゆる努力を払う。この期間を延長するには、日本国政府と機関との合意を必要とする。日本国政府は、補助取極の作成に必要な情報を速やかに機関に提供する。機関は、この協定の効力発生の後は、補助取極が効力を生じていない場合においても、次条に規定する在庫目録に記載されている核物質についてこの協定に定める手続を適用する権利を有する。

在庫目録

第四十一条

機関は、この協定に基づく保障措置の対象となる日本国内のすべての核物質について、その原産地のいかんを問わず、単一の在庫目録を第六十二条に規定する冒頭報告に基づいて作成し、その後の報告及び機関の検査活動の結果に基づいてこの在庫目録を維持する。日本国政府は、合意される一定の期間ごとに、在庫目録の写しの提供を受ける。

設計情報

総則

第四十二条

既存の施設に関する設計情報は、第八条の規定に従い、補助取極についての討議の間に、機関に提供する。新たな施設に関する設計情報の提供の期限は、補助取極に規定するものとし、その設計情報は、新たな施設に核物質が搬入される前のできる限り早い時期に提供する。

第四十三条

機関に提供する設計情報には、個々の施設について、該当する場合には、次のものを含める。

(a) 一般的性格、目的、公称能力及び地理的位置を明示する施設の同定データ並びに通常の業務目的で使用する名称及び住所

(b) 核物質の形状、所在箇所及び移動並びに核物質を使用し、生産し又は処理する重要な設備の配置の概略を可能な範囲内で示す施設の概要の記述

(c) 核物質の計量、封じ込め及び監視に関連する施設の特徴の記述

(d) 施設において実施され又は計画されている核物質の計量管理の手続の記述(施設の使用が設定した物質収支区域並びに核物質の移動の測定及び実在庫の確認の手続を特記する。)

第四十四条

この協定に基づく保障措置の適用に関連するそ

の他の情報は、個々の施設について、補助取極に規定するところに従い、機関に提供する。日本国政府は、機関が遵守し及び機関の査察員が施設において従うべき保健上及び安全上の手続に関する補足的な情報を機関に提供する。

第四十五条

この協定に基づく保障措置の目的に関連する変更に係る設計情報は、検討のために機関に提供するものとし、前条の規定に従って機関に提供された情報の変更は、機関に通報するものとする。その提供及び通報は、この協定に基づいて適用される保障措置の手続を必要の場合に調整するために十分な余裕をもつて、事前に行う。

設計情報の検討の目的

第四十六条

機関に提供される設計情報は、次の目的のために用いる。

(a) 核物質に対する保障措置の適用に関連する施設及び核物質の特徴を、検査を容易にするため十分に詳細に、同定すること。

(b) この協定に基づく計量のために用いられる物質収支区域を設定すること並びに主要測定点として核物質の移動及び在庫を量定するために用いられる重要な箇所を選定すること。

物質収支区域を設定するに当たっては、特に次の基準を用いる。

(i) 物質収支区域の大きさは、物質収支の算定の正確さと関連させる。

(ii) 物質収支区域を設定するに当たり、移動の測定の完全性を確保することを容易にし、それによつて保障措置の適用を簡素化するため、測定作業を主要測定点に集中する。封じ込め及び監視をできる限り利用する。

(iii) 検査の要件に合致すると認められる場合には、一の施設又は二以上の異なる場所を用いられている二以上の物質収支区域は、この協定に基づく計量のために用いられる

物質収支区域としては、一の物質収支区域に統合することができる。

(iv) 商業上機微な情報を含む工程については、日本国政府の要請により、これを包含する特別の物質収支区域を設定することができる。

(c) この協定に基づく計量のために行う核物質の実在庫の確認の予定時期及び手続を定めること。

(d) 記録及び報告の要件並びに記録の評価の手続を定めること。

(e) 核物質の量及び所在箇所の検認のための要件及び手続を定めること。

(f) 封じ込め及び監視の方法及び技術の適切な組合せ並びにこれらを適用する必要な箇所を選定すること。

日本国政府と機関との間で合意する設計情報の検討の結果は、補助取極に含める。

設計情報の再検討

第四十七条

設計情報は、使用条件の変更、保障措置の技術の発展又は検認手続の適用の経験に照らして、前条の規定に基づいてとられた措置を修正することを目的として再検討される。

設計情報の検認

第四十八条

機関は、第四十二条から第四十五条までの規定に従って提供される設計情報を第四十六条に定める目的のために検認するため、日本国政府と協力して、機関の査察員を施設に派遣することができる。

施設外にある核物質に関する情報

第四十九条

機関は、核物質が、通常、施設外で使用される場合には、該当する範囲内で、次のものについての情報の提供を受ける。

(a) 核物質の使用の概要及び地理的位置並びに通常の業務目的のための使用者の名称及び住所

所

(b) 実施され又は計画されている核物質の計量管理の手続の概要（補助取極に規定するところによる。）

機関は、この条の規定に従って提供された情報の変更について適時に通報を受ける。

第五十条

前条の規定に従って機関に提供される情報は、第四十六条(b)から(f)までに定める目的のため、その目的に関連する限度において、用いることができる。

記録の制度

総則

第五十一条

日本国政府は、物質収支区域ごとに記録が保持されるよう取り計らう。保持すべき記録については、補助取極に規定する。

第五十二条

日本国政府は、機関の査察員による記録の検計（特に、記録が英語、フランス語、ロシア語又はスペイン語で保持されていない場合の検計）を容易にするよう取り計らう。

第五十三条

記録は、少なくとも五年間保存する。

第五十四条

記録は、場合に依り、次のものにより構成される。

(a) この協定に基づく保障措置の対象となるすべての核物質の計量記録

(b) この協定に基づく保障措置の対象となる核物質を保有する施設の操作記録

第五十五条

報告の作成に用いられる記録の基礎となる測定の体系は、最新の国際的な標準に合致するもの又はこれと質的に同等なものである。

計量記録

第五十六条

計量記録には、物質収支区域ごとに次の事項を

記載する。

(a) 帳簿在庫の算定を常時可能にするためのすべての在庫変動

(b) 実在庫の算定に用いられるすべての測定結果

(c) 在庫変動、帳簿在庫及び実在庫に関するすべての調整事項及び訂正事項

第五十七条

計量記録には、すべての在庫変動及び実在庫につき、核物質のバッチごとに、物質同定データ、バッチ・データ及びソース・データを表示する。この記録の記載に当たっては、核物質のバッチごとにウラン、トリウム及びプルトニウムについて個別に記載するものとし、在庫変動ごとに在庫変動の日及び、適当な場合には、払出し物質収支区域及び受入れ物質収支区域又は受領者を明記する。

操作記録

第五十八条

操作記録には、物質収支区域ごとに、場合に依り、次の事項を記載する。

(a) 核物質の量及び組成の変化の算定に用いられる操作データ

(b) 計量槽及び計測器の校正並びに試料の採取及び分析から得られるデータ、測定の質的管理の手続並びに偶然誤差及び系統誤差の推定値

(c) 正確かつ完全な実在庫の確認を確保するため、その準備及び実施としてとられた一連の措置

(d) 事故損失又は測定されない損失が生じた場合には、その原因及び程度を確認するためにとられた措置

報告の制度

総則

第五十九条

日本国政府は、この協定に基づく保障措置の対象となる核物質に関し、次条から第六十五条までの規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締

及び第六十七条から第六十九条までに規定する報告を機関に提出する。

第六十条

報告は、補助取極に別段の規定がある場合を除くは、英語、フランス語、ロシア語又はスペイン語で作成する。

第六十一条

報告は、第五十一条から第五十八条までの規定に従って保持される記録に基づくものとし、場合に依り、計量報告及び特別報告により構成される。

計量報告

第六十二条

機関は、この協定に基づく保障措置の対象となるすべての核物質に関する冒頭報告の提出を受ける。冒頭報告は、この協定が効力を生ずる月の最終日から三十日以内に日本国政府が機関に送附するものとし、その月の最終日における状態を反映するものとする。

第六十三条

日本国政府は、物質収支区域ごとに次の計量報告を機関に提出する。

(a) 核物質の在庫のすべての変動を示す在庫変動報告。この報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも補助取極に規定する期限までに送附する。

(b) 当該物質収支区域に実際に存在する核物質の実在庫に基づく物質収支を示す物質収支報告。この報告は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも補助取極に規定する期限までに送附する。

これらの報告は、報告を行う日において利用することができるデータに基づくものとし、その後必要に応じて訂正することができる。

第六十四条

在庫変動報告には、核物質のバッチごとの同定データ及びバッチ・データ、在庫変動の日並びに、適当な場合には、払出し物質収支区域及び受入れ物質収支区域又は受領者を明記する。この報告に

昭和五十二年十一月二十一日 参議院會議録第十一号

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件

二〇六

は、次の簡明な注釈を付する。

(a) 第五十八条(a)に規定する操作記録に含まれる操作データに基づいて在庫変動を説明する注釈

(b) 補助取極に規定するところに従い、予定されている操業計画、特に実在庫の確認に係るものについて記述する注釈

第六十五条

日本国政府は、個々の在庫変動、調整事項及び訂正事項を定期的に一括した表により又はその都度報告する。在庫変動は、パッチ単位で報告する。分析試料の移転のような核物質の在庫の少量の変動は、補助取極に規定するところに従い、一のパッチに取りまとめ、一の在庫変動として報告することができる。

第六十六条

機関は、物質収支区域ごとに、この協定に基づく保障措置の対象となる核物質の帳簿在庫についての半年ごとの報告を、当該期間の在庫変動報告に基づき、日本国政府に提出する。

第六十七条

物質収支報告には、日本国政府と機関とが別段の合意をしない限り、次の記載事項を含める。

- (a) 期首実在庫
 - (b) 在庫変動(最初に増加、次に減少を記載する。)
 - (c) 期末帳簿在庫
 - (d) 受払間差異
 - (e) 調整済みの期末帳簿在庫
 - (f) 期末実在庫
 - (g) 不明物質
- 個々の物質収支報告には、すべてのパッチを列挙し、かつ、パッチごとに物質同定データ及びパッチ・データを明記した実在庫の明細表を添付する。

特別報告

第六十八条

日本国政府は、次の場合には、遅滞なく、特別

報告を行う。

(a) 異常な出来事又は状況が生じた結果、このような場合のために補助取極に規定する限度を超える核物質の損失があり又はあり得たと日本国政府が認める場合

(b) 封じ込めが、核物質の認められない移転が可能となる程度に、補助取極に規定する状態から予想外に変化した場合

報告の敷衍及び明確化

第六十九条

日本国政府は、機関が要請する場合には、この協定に基づく保障措置の目的に関連する範囲内で、機関に対し、報告を敷衍し、又は明確化する。査察

総則

第七十条

機関は、この協定の規定に従って査察を行う権利を有する。

査察の目的

第七十一条

機関は、次の目的のため、特定査察を行うことができる。

(a) この協定に基づく保障措置の対象となる核物質に関する冒頭報告に含まれる情報を検証すること及び冒頭報告の日と補助取極が個々の施設につき効力を生ずる日との間に生ずる状態の変化を確認し、かつ検証すること。

(b) この協定に基づく保障措置の対象となる核物質の日本国外への移転の前又は日本国への移転の際に、第九十三条及び第九十六条の規定に従ってその核物質を同定すること並びに、可能な場合には、その核物質の量及び組成を検証すること。

第七十二条

機関は、次の目的のため、通常査察を行うことができる。

(a) 報告が記録に合致していることを検証すること。

(b) この協定に基づく保障措置の対象となるすべての核物質の所在箇所、同一性、量及び組成を検証すること。

(c) 不明物質及び受払間差異の発生原因と考えられるもの並びに帳簿在庫の不確かさの発生原因と考えられるものに関する情報を検証すること。

第七十三条

機関は、次の場合には、第七十七条に規定する手続に従い、特別査察を行うことができる。

(a) 特別報告に含まれる情報の検証を目的とする場合

(b) 日本国政府が提供した情報(日本国政府の説明を含む。)及び通常査察から得られた情報がこの協定に基づく機関の責任を遂行するために十分でないとき機関が認める場合

査察がこの協定に規定する通常査察業務量に追加されるものである場合若しくは特定査察及び通常査察のために第七十六条に規定する情報若しくは場所以外の情報若しくは場所への接近を含む場合又はその双方である場合には、その査察は、特別査察とみなされる。

査察の範囲

第七十四条

機関は、前三条の目的のため、次のことを行うことができる。

(a) 第五十一条から第五十八条までの規定に従って保持される記録を検討すること。

(b) この協定に基づく保障措置の対象となるすべての核物質について独立の測定を行うこと。

(c) 計測器及び計測制御装置の作動及び校正を検証すること。

(d) 監視及び封じ込めの手段を適用し、及び利用すること。

(e) 技術的に可能であることが証明されたその他の客観的な方法を用いること。

第七十五条

機関は、前条の規定の範囲内で次のことを行うことができる。

(a) 物質収支計量のための主要測定点における試料の採取が、代表的な試料が得られるような手続に従って行われることを観察することと、その試料の処理及び分析を観察すること並びにその試料と同じ試料を入手すること。

(b) 物質収支計量のための主要測定点における核物質の測定が代表的なものであることを観察すること並びに使用されている計測器及び装置の校正を観察すること。

(c) 必要な場合には、日本国政府と次のことについて取り決めること。

(i) 追加的な測定を行うこと及び機関の使用のため追加的な試料を採取すること。

(ii) 機関の分析用標準試料を分析すること。

(iii) 計測器及び装置を校正するに当たり適当な絶対標準器を用いること。

(iv) その他の校正を行うこと。

(d) 独立の測定及び監視のために機関自身の装置を使用することを取り決めること及び、合意されかつ補助取極に規定する場合には、その装置を設置することを取り決めること。

(e) 合意されかつ補助取極に規定する場合には、封じ込めに対し、機関の封印を行うこと並びにその他の同定装置及び開封表示装置を使用すること。

(f) 機関の使用のために採取された試料の持出しについて日本国政府と取り決めること。

査察のための接近

第七十六条

(a) 機関の査察員は、第七十一条(a)の目的のため、必要な箇所が補助取極に規定される時まで、冒頭報告又はこれに関連して行われた査察によつてこの協定に基づく保障措置の対象となる核物質の存在が示されたいかなる場所にも近づくことができる。

(b) 機関の査察員は、第七十一条(b)の目的のため、

め、第九十二条(d)項又は第九十五条(d)項の規定に従つて機関が通告を受けたいかなる場所にも近づくことができる。

(c) 機関の査察員は、第七十二条の目的のため、補助取極に規定する必要な箇所及び第五十一条から第五十八条までの規定に従つて保持される記録に限つて近づくことができる。

(d) 異常な状況が生じた結果機関による接近に対する制限を強化する必要があると日本国政府が判断する場合には、日本国政府及び機関は、機関がそのような制限の下でその保障措置の責任を遂行することができるようになるため、速やかに取決めを行う。事務局長は、その取決めを理事会に報告する。

第七十七条

日本国政府及び機関は、第七十三条の目的のための特別査察が行われることとなる可能性がある場合には、直ちに協議する。機関は、その協議の結果として、次のことを行うことができる。

(a) この協定に規定する通常査察業務量に追加される査察を行うこと。

(b) 日本国政府との合意により、前条に規定する情報及び場所以外の情報及び場所に近づくこと。追加的な接近の必要性に関する意見の相違は、第二十一条及び第二十二條の規定に従つて解決される。日本国政府の措置が不可欠かつ緊急である場合には、第十八条の規定が適用される。

通常査察の頻度及び程度

第七十八条

通常査察は、最過時期に行うものとし、その回数、程度及び期間は、この協定に規定する保障措置の手段の効果的な実施のために必要な最小限にとどめるものとする。この協定に基づいて利用することができ査察のための資源は、最適にかつ最も経済的に使用する。

第七十九条

機関は、核物質の保有量又は年間移動量のいずれ

れが多い方の量が五実効キログラムを超えない施設に対し及び施設外の物質収支区域に対して年一回通常査察を行うことができる。

第八十条

核物質の保有量又は年間移動量が五実効キログラムを超える施設に対する通常査察の回数、程度、期間、時期及び態様は、最大限の場合であるがそれ以外の場合であるかを問わず、査察制度は核物質の移動及び在庫を常時把握しておくために必要かつ十分な程度を超えるものであつてはならないという原則に基づいて決定される。当該施設に対する最大通常査察業務量は、次のようにして決定される。

(a) 原子炉及び封印された貯蔵施設に対する年間の通常査察業務量の合計の最大値は、施設ごとに六分の一人年の査察業務量を与えることにより決定する。

(b) 原子炉及び封印された貯蔵施設以外の施設であつて、プルトリウム又は濃縮度が五パーセントを超えるウランを取り扱うものに対する年間の通常査察業務量の合計の最大値は、施設ごとにE（実効キログラムで表された核物質の在庫又は年間移動量のいずれが多い方の量をいう。）の平方根に三十を乗じた値の人の査察業務量を与えることにより決定する。ただし、一の施設について設定される最大値は、一・五人年の査察業務量よりも小さいものであつてはならない。

(c) (a)又は(b)に該当しない施設に対する年間の通常査察業務量の合計の最大値は、施設ごとに三分の一人年にE（実効キログラムで表された核物質の在庫又は年間移動量のいずれが多い方の量をいう。）に〇・四を乗じた値の人の加えた量の査察業務量を与えることにより決定する。

日本国政府及び機関は、この条に規定する最大査察業務量の数値を修正することを合意することができる。ただし、理事会によりその修正が合理的であると決定されることを条件とする。

めると決定されることを条件とする。

第八十一条

前三条の規定に従うことを条件として、個々の施設に対する通常査察の実際回数、程度、期間、時期及び態様を決定するために用いる基準には、次の事項を含める。

(a) 核物質の形状（特に、ばらの状態であるか又は単位体中に含まれているかの別、化学的組成（ウランの場合には、更に濃縮度の高低）及び接近の難易）

(b) 国内制度の実効性（施設の利用者が国内制度から機能的に独立している程度、日本国政府が第三十二条に規定する手段を用いている程度、機関に対する報告の迅速さ、その報告と機関による独立の検認との整合性並びに機関が検認した不明物質及びその量の正確さを含む。）

(c) 日本国の核燃料サイクルの特徴（特に、この協定に基づく保障措置の対象となる核物質を取り扱う施設の数及び型式、その施設のこの協定に基づく保障措置に関連する特徴（特に封じ込めの程度）、その施設の設計が核物質の移動及び在庫の検認を容易にしている程度並びに異なる物質収支区域からの情報を相互に関連づけ得る程度）

(d) 国際的相互依存性（特に、核物質が使用又は処理のために他の国から受け入れられ又は他の国に送付される程度、その受け入れ及び送付に関連して行われる機関の検認活動並びに日本国の原子力活動が他の国の原子力活動と相互に関連する程度）

(e) 保障措置の分野における技術的発展（核物質の移動を評価するための統計手法及びランダム・サンプリングの使用に関するものを含む。）

第八十二条

日本国政府及び機関は、査察業務が特定の施設に不当に集中して行われていると日本国政府が認め

める場合には、協議する。

査察の通告

第八十三条

機関は、機関の査察員の施設への又は施設外の物質収支区域への到着に先立って、次の時点までに、日本国政府に対して事前の通告を行う。

(a) 第七十一条(b)の規定に基づく特定査察については、少なくとも二十四時間前の時点、同条(a)の規定に基づく特定査察及び第四十八条に規定する活動については、少なくとも一週間前の時点

(b) 第七十三条の規定に基づく特別査察については、日本国政府及び機関が第七十七条の規定に従つて協議を行つた後のできるだけ早い時点（もつとも、到着についての通告は、通常その協議の一環として行うものとする。）

(c) 第七十二条の規定に基づく通常査察については、第八十条(b)に規定する施設及びプルトリウム又は濃縮度が五パーセントを超えるウランを保有する封印された貯蔵施設に対するものにあつては、少なくとも二十四時間前の時点、その他のすべてのものにあつては、一週間前の時点

査察の通告には、機関の当該査察員の氏名を含めるものとし、訪問する施設及び訪問する施設外の物質収支区域並びに訪問が行われる期間を明示する。機関は、機関の査察員が日本国外から到着する場合に、その査察員の日本国への到着の場所及び日時についても事前に通告する。

第八十四条

機関は、前条の規定にかかわらず、補足的な手段として、ランダム・サンプリングの原理に基づき、事前の通告を行うことなく、第八十条の規定に基づく通常査察の一部を行うことができる。機関は、予告されない査察を行うに当たり、第六十四条(b)の規定に従つて日本国政府が提出する操業計画を十分に考慮する。機関は、更に、可能な場合にはいつでも、この操業計画を基礎として、査

昭和五十二年十一月二十一日 参議院會議録第十一号

核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの件

二〇八

察が予見されるおおよその期間を明記した予告される査察及び予告されない査察の全体計画を定期的に日本国政府に通報する。機関は、予告されない査察を行うに当たり、第四十四条及び第八十九条の規定に留意して、日本国政府及び施設の使用に及ぼす実務上の障害を最小にするため、あらゆる努力を払う。日本国政府は、同様に、機関の査察員の任務を容易にするため、あらゆる努力を払う。

機関の査察員の指名

第八十五条

機関の査察員の指名については、次の手続を適用する。

(a) 事務局長は、日本国に派遣する機関の査察員として指名しようとする機関の職員の名、資格、国籍、等級及び他の関連事項を書面により日本国政府に通報する。

(b) 日本国政府は、(a)の提案を受領した後三十日以内に、その提案を受諾するかどうかを事務局長に通報する。

(c) 事務局長は、日本国政府の受諾を得た職員を日本国に派遣する機関の査察員として指名することができるとし、その指名を日本国政府に通報する。

(d) 事務局長は、日本国政府の要請に応じて又は自己の発意により行つた日本国に派遣する機関の査察員の指名の撤回を直ちに日本国政府に通報する。

もつとも、第四十八条に規定する活動のために必要な機関の査察員及び第七十一条(a)の規定に基づく特定査察を行うために必要な機関の査察員については、指名の手続は、可能な場合には、この協定の効力発生の後三十日以内に完了する。その指名をこの期限までに行うことが不可能であると認められる場合には、これらの機関の査察員は、暫定的に指名される。

第八十六条

日本国政府は、日本国に派遣される査察員に指

名された機関の査察員に対し、必要な場合には、できる限り速やかに、適当な査証を与え、又はこれを更新する。

機関の査察員の行為及び訪問

第八十七条

機関の査察員は、第四十八条及び第七十一条から第七十五条までの規定に基づいてその職務を遂行するに当たっては、施設の建設、操業開始若しくは使用を妨害し若しくは遅滞させること又は施設の安全性に影響を与えることを避けるような態様で活動を行う。特に、機関の査察員は、自らいかなる施設をも操作してはならず、また、施設の職員にいかなる操作をも行うことを命じてはならない。機関の査察員は、第七十四条及び第七十五条の規定に基づいて施設において使用者により特定の操作が行われる必要があると認める場合には、そのための要請を行う。

第八十八条

日本国政府は、機関の査察員が、査察の実施に関連して、日本国内で入手し得る役務及び装置の使用を必要とする場合には、機関の査察員によるその役務の調達及び装置の使用を容易にする。

第八十九条

日本国政府は、機関の査察員の職務の遂行を遅滞させず、かつ、妨げないことを条件として、機関の査察員が査察を行う間機関の査察員に日本国の査察員を同行させる権利を有する。

第九十条

機関の検査活動に関する通報

第九十一条

(a) 査察の結果を補助取極に規定する期間ごとに日本国政府に通報する。

(b) 日本国におけるその検査活動から導き出した結論を、特に、実在庫の使用による確認及び機関による検査並びに物質収支の確定が行われた後できる限り速やかに作成される物質収支区域ごとの報告の形で、日本国政府に通報する。

国際的な移転

第九十二条

日本国政府は、この協定の適用上、この協定に基づく保障措置の対象となる又は対象となるものが必要となる核物質であつて国際的に移転されるものに關し、次の期間責任を有するものとする。

(a) 日本国に輸入される場合には、輸出国に責任がなくなる時点(この時点は、核物質が仕向地に到着する時点以後であつてはならない。以後の期間

(b) 日本国から輸出される場合には、受領国が責任を引き受ける時点(この時点は、核物質が仕向地に到着する時点以後であつてはならない。以後の期間

責任の移転が生ずる時点は、関係国が行う適当な取決めに従つて決定される。日本国及び他のいかなる国も、核物質がその領域を通過中であるという事実又は核物質が自国の旗を掲げる船舶若しくは自国の航空機により輸送されているという事実のみを理由としてその核物質に関する責任を有するものとされることはない。

日本国外への移転

第九十三条

(a) 日本国政府は、次の場合には、この協定に基づく保障措置の対象となる核物質の予定される日本国外への移転を機関に通告する。

第九十四条

(i) その積送量が一実効キログラムを超える場合

第九十五条

(ii) 補助取極に規定する場合には、一実効キログラムを超えない量の積送を一の国に對し二回以上行うことによつて通常当該国に對し有意量の核物質を輸出する施設から移転される場合

(b) この通告は、移転の根拠となる契約が結ばれた後に、かつ、補助取極に規定する期限までに機関に對して行う。

(c) 日本国政府及び機関は、事前の通告の手続に

ついて別段の合意をすることができ。

(d) この条の通告には、次の事項を明記する。

(i) 移転される核物質の同定データ、可能な場合には予定される量及び組成並びに抽出し物質収支区域

(ii) 当該核物質の移転先国

(iii) 当該核物質の積送の準備が行われる日及び場所

(iv) 当該核物質の発送及び到着の予定日

(v) 受領国がこの協定の適用上当該核物質に関する責任を引き受ける時点及びその時点に至ると予想される日

第九十三条

前条に規定する通告は、核物質が日本国外へ移転される前に機関がその核物質を同定し並びに可能な場合にはその量及び組成を確認するため、並びに機関が希望する場合又は日本国政府が要請する場合には核物質の積送の準備が行われた後に機関がその核物質に封印を行うために必要に応じて機関が行う特定査察を可能にするものとする。

もつとも、その核物質の移転は、この通告に基づいて機関がとり又はとることを計画しているいかなる措置によつても、遅滞させてはならない。

第九十四条

日本国政府は、日本国から移転される核物質が受領国において機関の保障措置の対象とならない場合には、当該核物質に関する責任を受領国が引き受ける時から三箇月以内に、機関が受領国による当該移転の確認を了知し得るよう取り計らう。

第九十五条

(a) 日本国政府は、次の場合には、この協定に基づく保障措置の対象となることが必要となる核物質の予定される日本国外への移転を機関に通告する。

(i) その積送量が一実効キログラムを超える場合

第九十六条

(ii) 補助取極に規定する場合には、一実効キログラムを超えない量の積送を一の国に對し二回以上行うことによつて通常当該国に對し有意量の核物質を輸出する施設から移転される場合

(b) この通告は、移転の根拠となる契約が結ばれた後に、かつ、補助取極に規定する期限までに機関に對して行う。

(c) 日本国政府及び機関は、事前の通告の手続に

第九十八條 この協定の適用上、 A 「調整事項」とは、計量記録又は報告への記載事項であつて、受払間差異又は不明物質量を示すものをいう。	特別報告 第九十七條 日本国政府は、異常な出来事又は状況が生じた結果、国際的な移転の間に核物質の損失（著しい遅延を含む）があり又はあり得たと認める場合には、第六十八條に規定する特別報告を行う。	第九十六條 前条に規定する通告は、積送品が開梱される際に機関が当該核物質を同定し並びに可能な場合にはその量及び組成を確認するために必要に応じて機関が行う特定査察を可能にするようなものとする。もつとも、その開梱は、この通告に基づいて機関がとり又はとることを計画しているいかなる措置によつても、遅滞させてはならない。	第九十五條 前条に規定する場合は、一実効キログラムを超えない量の積送を一の国から二回以上行うことによつて通常当該国から有意量の核物質を輸入する施設に移転される場合、機関は、当該核物質の到着の予定について、事前のできる限り早い時に、かつ、いかなる場合にも補助取極に規定する期限までに通告を受ける。	第九十四條 日本国政府及び機関は、事前の通告の手続について別段の合意をすることができる。 (d) この条の通告には、次の事項を明記する。 (i) 当該核物質の同定データ並びに、可能な場合には、予定される量及び組成 (ii) 日本国政府がこの協定の適用上当該核物質に関する責任を引き受ける時点及びその時点に至ると予想される日 (iii) 到着の予定日並びに当該核物質の開梱が予定される日及び場所	第九十三條 B 「年間移転量」とは、第七十九條及び第八十條の規定の適用上、施設が公称能力で稼働する場合にその施設から一年間に移転される核物質の量をいう。 C 「バッチ」とは、主要測定点において計量のための単位として取り扱われる一区切りの核物質であつて、一組の仕様書又は測定によつてその組成及び量を決定することができるものをいう。核物質がばらの状態であるか又は単位体中に含まれているかを問わない。 D 「バッチ・データ」とは、核物質の種類ごとの総重量並びに、プルトニウム及びウランについては、適当な場合には、同位体組成をいう。計量すべき量は、次のとおりとする。 (a) 含まれているプルトニウムのグラム数 (b) 同位元素ウラン二三五及び二二三の濃縮ウランについては、ウランの総グラム数及び含まれているウラン二三五のグラム数にウラン二二三のグラム数を加えたグラム数 (c) 含まれているトリウム、天然ウラン又は劣化ウランのキログラム数 報告のためには、バッチ中の個々の単位体についての重量を合計し、その直近の整数を用いる。
G 「実効キログラム」とは、核物質に保障措置を適用するに当たつて用いる特別の単位をいう。実効キログラムにより表示された量を得るには、次の数値を用いる。	F 「訂正事項」とは、計量記録又は報告への記載事項であつて、判明した誤りを修正するもの又は計量記録若しくは報告に既に記載された量について改善された測定の結果を反映するものを用いる。訂正事項は、関連する記載事項を明らかにしなければならない。	E 物質収支区域の「帳簿在庫」とは、その物質収支区域の最新の在庫とその実在庫の確認が行われた後に発生したすべての在庫変動との代数和をいう。	D 「バッチ・データ」とは、核物質の種類ごとの総重量並びに、プルトニウム及びウランについては、適当な場合には、同位体組成をいう。計量すべき量は、次のとおりとする。 (a) 含まれているプルトニウムのグラム数 (b) 同位元素ウラン二三五及び二二三の濃縮ウランについては、ウランの総グラム数及び含まれているウラン二三五のグラム数にウラン二二三のグラム数を加えたグラム数 (c) 含まれているトリウム、天然ウラン又は劣化ウランのキログラム数 報告のためには、バッチ中の個々の単位体についての重量を合計し、その直近の整数を用いる。	C 「バッチ」とは、主要測定点において計量のための単位として取り扱われる一区切りの核物質であつて、一組の仕様書又は測定によつてその組成及び量を決定することができるものをいう。核物質がばらの状態であるか又は単位体中に含まれているかを問わない。 D 「バッチ・データ」とは、核物質の種類ごとの総重量並びに、プルトニウム及びウランについては、適当な場合には、同位体組成をいう。計量すべき量は、次のとおりとする。 (a) 含まれているプルトニウムのグラム数 (b) 同位元素ウラン二三五及び二二三の濃縮ウランについては、ウランの総グラム数及び含まれているウラン二三五のグラム数にウラン二二三のグラム数を加えたグラム数 (c) 含まれているトリウム、天然ウラン又は劣化ウランのキログラム数 報告のためには、バッチ中の個々の単位体についての重量を合計し、その直近の整数を用いる。	B 「年間移転量」とは、第七十九條及び第八十條の規定の適用上、施設が公称能力で稼働する場合にその施設から一年間に移転される核物質の量をいう。 C 「バッチ」とは、主要測定点において計量のための単位として取り扱われる一区切りの核物質であつて、一組の仕様書又は測定によつてその組成及び量を決定することができるものをいう。核物質がばらの状態であるか又は単位体中に含まれているかを問わない。 D 「バッチ・データ」とは、核物質の種類ごとの総重量並びに、プルトニウム及びウランについては、適当な場合には、同位体組成をいう。計量すべき量は、次のとおりとする。 (a) 含まれているプルトニウムのグラム数 (b) 同位元素ウラン二三五及び二二三の濃縮ウランについては、ウランの総グラム数及び含まれているウラン二三五のグラム数にウラン二二三のグラム数を加えたグラム数 (c) 含まれているトリウム、天然ウラン又は劣化ウランのキログラム数 報告のためには、バッチ中の個々の単位体についての重量を合計し、その直近の整数を用いる。
(b) 減少 (i) 輸出	(iv) 免除の取消し（用法又は量を理由として保障措置を免除された核物質についての保障措置の再適用） (v) 核的生成（原子炉における特殊核分裂性物質の生成） (vi) 免除の取消し（用法又は量を理由として保障措置を免除された核物質についての保障措置の再適用） (vii) 減少	(a) 増加 (i) 輸入 (ii) 国内からの受入れ（他の物質収支区域からの受入れ、保障措置の対象とならない原子力活動からの受入れ又は保障措置の開始点での受入れ） (iii) 核的生成（原子炉における特殊核分裂性物質の生成） (iv) 免除の取消し（用法又は量を理由として保障措置を免除された核物質についての保障措置の再適用） (v) 減少	(a) プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値 (b) 濃縮度が〇・〇一（一パーセント）以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に濃縮度の二乗を乗じて得られる数値 (c) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）を超え〇・〇一（一パーセント）未満であるウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇一を乗じて得られる数値 (d) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇〇五を乗じて得られる数値 五を乗じて得られる数値 H 濃縮度とは、ウランの総重量に対する同位元素ウラン二二三及び二三五の重量の合計の比率をいう。 I 「施設」とは、次のものをいう。 (a) 原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設 (b) 一実効キログラムを超える量の核物質が通常使用される場所 (c) 「在庫変動」とは、物質収支区域ごとのバッチ単位の核物質の増加又は減少をいう。在庫変動は、次のいずれか一を含む。 (i) 増加 (ii) 輸入 (iii) 国内からの受入れ（他の物質収支区域からの受入れ、保障措置の対象とならない原子力活動からの受入れ又は保障措置の開始点での受入れ） (iv) 核的生成（原子炉における特殊核分裂性物質の生成） (v) 免除の取消し（用法又は量を理由として保障措置を免除された核物質についての保障措置の再適用） (vi) 減少	(a) プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値 (b) 濃縮度が〇・〇一（一パーセント）以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に濃縮度の二乗を乗じて得られる数値 (c) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）を超え〇・〇一（一パーセント）未満であるウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇一を乗じて得られる数値 (d) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇〇五を乗じて得られる数値 五を乗じて得られる数値 H 濃縮度とは、ウランの総重量に対する同位元素ウラン二二三及び二三五の重量の合計の比率をいう。 I 「施設」とは、次のものをいう。 (a) 原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設 (b) 一実効キログラムを超える量の核物質が通常使用される場所 (c) 「在庫変動」とは、物質収支区域ごとのバッチ単位の核物質の増加又は減少をいう。在庫変動は、次のいずれか一を含む。 (i) 増加 (ii) 輸入 (iii) 国内からの受入れ（他の物質収支区域からの受入れ、保障措置の対象とならない原子力活動からの受入れ又は保障措置の開始点での受入れ） (iv) 核的生成（原子炉における特殊核分裂性物質の生成） (v) 免除の取消し（用法又は量を理由として保障措置を免除された核物質についての保障措置の再適用） (vi) 減少	(a) プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値 (b) 濃縮度が〇・〇一（一パーセント）以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に濃縮度の二乗を乗じて得られる数値 (c) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）を超え〇・〇一（一パーセント）未満であるウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇一を乗じて得られる数値 (d) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇〇五を乗じて得られる数値 五を乗じて得られる数値 H 濃縮度とは、ウランの総重量に対する同位元素ウラン二二三及び二三五の重量の合計の比率をいう。 I 「施設」とは、次のものをいう。 (a) 原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設 (b) 一実効キログラムを超える量の核物質が通常使用される場所 (c) 「在庫変動」とは、物質収支区域ごとのバッチ単位の核物質の増加又は減少をいう。在庫変動は、次のいずれか一を含む。 (i) 増加 (ii) 輸入 (iii) 国内からの受入れ（他の物質収支区域からの受入れ、保障措置の対象とならない原子力活動からの受入れ又は保障措置の開始点での受入れ） (iv) 核的生成（原子炉における特殊核分裂性物質の生成） (v) 免除の取消し（用法又は量を理由として保障措置を免除された核物質についての保障措置の再適用） (vi) 減少
N 「不明物質」とは、帳簿在庫と実在庫との差	M 「物質収支区域」とは、機関の保障措置の目的のために物質収支を算定するため、次のことを行うことができる施設内又は施設外の区域をいう。 (a) その区域の内へ又は外への核物質の移動、これにその量を量定すること。 (b) 必要に応じてその区域における核物質の実在庫を定められた手続に従つて量定すること。	L 「一人年の査察」とは、第八十條の規定の適用上、三百人日の査察をいう。「一人日」とは、一人の査察員が一の施設に、合計八時間を超えないことを条件として随時近づくことができる一日をいう。 K 「主要測定点」とは、核物質がその移動又は在庫を量定するために測定することができ、主要状態に置かれる箇所をいう。したがつて、主要測定点には、物質収支区域における入口、出口（測定済廃棄物の出口を含む）及び貯蔵箇所を含む。ただし、これらに限定しない。 J 「在庫変動」とは、物質収支区域ごとのバッチ単位の核物質の増加又は減少をいう。在庫変動は、次のいずれか一を含む。 (i) 増加 (ii) 輸入 (iii) 国内からの受入れ（他の物質収支区域からの受入れ、保障措置の対象とならない原子力活動からの受入れ又は保障措置の開始点での受入れ） (iv) 核的生成（原子炉における特殊核分裂性物質の生成） (v) 免除の取消し（用法又は量を理由として保障措置を免除された核物質についての保障措置の再適用） (vi) 減少	(a) プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値 (b) 濃縮度が〇・〇一（一パーセント）以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に濃縮度の二乗を乗じて得られる数値 (c) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）を超え〇・〇一（一パーセント）未満であるウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇一を乗じて得られる数値 (d) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇〇五を乗じて得られる数値 五を乗じて得られる数値 H 濃縮度とは、ウランの総重量に対する同位元素ウラン二二三及び二三五の重量の合計の比率をいう。 I 「施設」とは、次のものをいう。 (a) 原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設 (b) 一実効キログラムを超える量の核物質が通常使用される場所 (c) 「在庫変動」とは、物質収支区域ごとのバッチ単位の核物質の増加又は減少をいう。在庫変動は、次のいずれか一を含む。 (i) 増加 (ii) 輸入 (iii) 国内からの受入れ（他の物質収支区域からの受入れ、保障措置の対象とならない原子力活動からの受入れ又は保障措置の開始点での受入れ） (iv) 核的生成（原子炉における特殊核分裂性物質の生成） (v) 免除の取消し（用法又は量を理由として保障措置を免除された核物質についての保障措置の再適用） (vi) 減少	(a) プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値 (b) 濃縮度が〇・〇一（一パーセント）以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に濃縮度の二乗を乗じて得られる数値 (c) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）を超え〇・〇一（一パーセント）未満であるウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇一を乗じて得られる数値 (d) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇〇五を乗じて得られる数値 五を乗じて得られる数値 H 濃縮度とは、ウランの総重量に対する同位元素ウラン二二三及び二三五の重量の合計の比率をいう。 I 「施設」とは、次のものをいう。 (a) 原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設 (b) 一実効キログラムを超える量の核物質が通常使用される場所 (c) 「在庫変動」とは、物質収支区域ごとのバッチ単位の核物質の増加又は減少をいう。在庫変動は、次のいずれか一を含む。 (i) 増加 (ii) 輸入 (iii) 国内からの受入れ（他の物質収支区域からの受入れ、保障措置の対象とならない原子力活動からの受入れ又は保障措置の開始点での受入れ） (iv) 核的生成（原子炉における特殊核分裂性物質の生成） (v) 免除の取消し（用法又は量を理由として保障措置を免除された核物質についての保障措置の再適用） (vi) 減少	(a) プルトニウムについては、そのキログラム単位の重量の数値 (b) 濃縮度が〇・〇一（一パーセント）以上のウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に濃縮度の二乗を乗じて得られる数値 (c) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）を超え〇・〇一（一パーセント）未満であるウランについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇一を乗じて得られる数値 (d) 濃縮度が〇・〇〇五（〇・五パーセント）以下の劣化ウラン及びトリウムについては、そのキログラム単位の重量の数値に〇・〇〇〇五を乗じて得られる数値 五を乗じて得られる数値 H 濃縮度とは、ウランの総重量に対する同位元素ウラン二二三及び二三五の重量の合計の比率をいう。 I 「施設」とは、次のものをいう。 (a) 原子炉、臨界実験施設、転換工場、加工工場、再処理工場、同位体分離工場又は独立の貯蔵施設 (b) 一実効キログラムを超える量の核物質が通常使用される場所 (c) 「在庫変動」とは、物質収支区域ごとのバッチ単位の核物質の増加又は減少をいう。在庫変動は、次のいずれか一を含む。 (i) 増加 (ii) 輸入 (iii) 国内からの受入れ（他の物質収支区域からの受入れ、保障措置の対象とならない原子力活動からの受入れ又は保障措置の開始点での受入れ） (iv) 核的生成（原子炉における特殊核分裂性物質の生成） (v) 免除の取消し（用法又は量を理由として保障措置を免除された核物質についての保障措置の再適用） (vi) 減少

をいう。

O 「核物質」とは、憲章第二十條に定義する原料物質及び特殊核分裂性物質をいう。ただし、この原料物質には、鉱石及び鉱石の残滓は含まれないものとする。理事会が、この協力が効力を生じた後、同条の規定に基づき、原料物質又は特殊核分裂性物質とされる物質を追加する決定を行う場合には、その決定は、日本国政府が同意した後に於いてのみ、この協定上効力を有する。

P 「実在庫」とは、一定の時点において物質収支区域内に存在する核物質の量を、パッチ単位で、定められた手続に従い測定又は計算により推計したものの合計をいう。

Q 「受払間差異」とは、パッチ単位の核物質の量について、払出し物質収支区域から通報された量と受入れ物質収支区域で測定された量との差をいう。

R 「ソース・データ」とは、測定若しくは校正の間に記録されるデータ又は経験則に基づいた関係を導き出すために用いられるデータであつて、核物質を同定し及びパッチ・データの基礎となるものをいう。ソース・データには、例えば、化合物の重量、元素の重量を決定するための交換係数、比重、元素濃度、同位体比、体積と圧力計の読みとの関係及び生成されるプルトニウムと出力との関係を含む。

S 「重要な箇所」とは、設計情報の検討の間に選定される箇所であつて、通常の状態の下で、すべてのそのような箇所からの情報を総合したときに、保障措置の手段の適用のために必要かつ十分な情報が得られ及び検認されるものをいう。重要な箇所には、物質収支計算に関連する主要な測定が行われる箇所並びに封じ込め及び監視の手段が適用される箇所を含む。

千九百七十七年三月四日にウィーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

鹿取泰術

国際原子力機関のために

シグヴァルド・エクランド

議定書

第一条 この議定書は、協定中の一部の規定を敷衍し、特に、協定に規定する保障措置の適用に当たつての協力が国内制度に基づく活動との不必要な重複を避けるような方法で実施されるための条件及び方法を規定する。

第二条

機関は、協定の実施に当たり、国内制度の機能の独立及び技術的実効性の程度が他の国又は一群の国におけるものと同等の程度に達し、かつ、その程度が維持されることを条件として、保障措置に關し、機関がこのような国又は一群の国に与える待遇よりも不利でない待遇を日本国政府に与える。

第三条

日本国政府は、補助取極に付される合意された具体的な質問表を基礎として、協定に基づき機関に提供される施設に關する情報及び施設外にある核物質に關する情報を収集する。

第四条

日本国政府及び機関は、協定第四十六條(a)から(f)までに規定する設計情報の検討を共同して行う。協定第四十八條に規定する設計情報の検認は、機関が、日本国政府と協力して行う。

第五条

日本国政府は、第三条に規定する情報を機関に提供する際に、日本国政府が用いることを計画している査察方法についての情報並びに施設及び施設外の物質収支区域に關する補助取極の附属書を作成するための十分な提案（通常査察活動に係る

査察業務量の推定値を含む。）を伝達する。

第六条

補助取極の附属書の作成は、日本国政府及び機関が共同して行う。

第七条

日本国政府は、使用者から報告を徴収し、この報告に基づいて集中的に記帳を行い、並びに受領した情報の技術的及び計量的な管理及び分析を行う。日本国政府は、一箇月単位で、協定第六十三條に規定する期限までに在庫変動報告を機関に提出する。日本国政府は、同条に規定する期限までに、かつ、補助取極に規定する実在庫の確認の頻度に従い、物質収支報告及び実在庫の明細表を機関に送付する。

第八条

報告の様式は、日本国政府及び機関が合意するところに従い補助取極に規定する。

第九条

日本国政府及び機関の通常査察活動（協定第八十四條に規定する査察の場合を含む。）は、協定の適用上、次条から第十六条までの規定及び補助取極に従つて調整する。

第十条

協定第七十九條及び第八十條の規定に従ふことを条件として、個々の施設に對する機関の査察の実際回数、程度、期間、時期及び態様を決定するに当たつては、この議定書に従い日本国政府により実施される査察活動を考慮する。

第十一条

個々の施設に對する協定に基づく査察業務量は、協定第八十一條の基準を用いて決定する。この基準は、補助取極に規定する推定査察業務量の計算の原則及び方法を使用することにより用いる。この原則及び方法は、協定第七條の規定に従い、保障措置の分野における新たな技術的發展及び得られた経験を考慮に入れるため、随時検討される。

第十二条

前条の査察業務量は、適用されるべき実際の査察業務量の合意された推定値の形で表し、日本国政府及び機関が行う検認の方法及び査察の範囲とともに補助取極に規定する。当該施設の通常の使用条件及び及びに定める条件の下では、この査察業務量を当該施設に對する協定に基づく実際の最大査察業務量とする。

(a) 協定第三十二條に規定する国内制度に關する情報が、補助取極に規定するところに従つて引き続き有効なことを。

(b) 第三条の規定に従つて機関に提供される情報が、引き続き有効なことを。

(c) 協定第六十條、第六十一條、第六十三條から第六十五條まで及び第六十七條から第六十九條までの規定に従つて行われる報告が、日本国政府により、補助取極に規定するところから従つて引き続き提出されることを。

(d) 第九条から第十六条までの規定に従つて行われる査察に對する調整措置が、補助取極に規定するところから従つて引き続き適用されることを。

(e) 日本国政府が、この条の規定及び補助取極に規定するところから従い、当該施設に對する査察業務を行い、かつ、その技術上の目的を達成すること。

第十三条

(a) 査察活動は、前条の条件に従ふことを条件として、かつ、協定第八十九條の規定に従い、機関の査察と国内制度に基づく査察とが同時に行われるように調整する。

(b) (a)の規定に従ふことを条件として、機関の査察員は、機関が協定に規定する通常査察の目的を達成することができるときはいつでも、日本国の査察員が行う査察活動を観察することにより協定第七十四條及び第七十五條の規定を実施する。ただし、次のことを条件とする。

(i) 日本国の査察員が行う査察活動の観察以外の方法により機関の査察員が行う査察活動で

あつて、予見することができるものについて補助取極に規定が置かれること及びそのような活動の例示が補助取極に含められること。

(ii) 機関の査察員が、査察中に、不可欠かつ緊急であると認めるに至つた場合には、日本国の査察員が行う査察活動の観察以外の方法による査察活動を行うことができること。ただし、他の方法によつては機関が通常査察の目的を達成することができず、かつ、このような事態を予見することができなかつたことを条件とする。

第十四条 協定に従つて日本国政府が行う査察の全体的な日程及び計画は、日本国政府が機関と協力して作成する。

第十五条 日本国政府は、機関が日本国政府の行う査察の一部に立ち会ふことに關して統計的サンプリングの要件に基づいて決定を行うことを可能にするため、日本国政府が入手し得る情報に従ひ、査察の対象となる物件の数、型式及び内容を機関に事前に通報する。

第十六条 日本国政府は、機関の査察員が立ち会つた査察についての作業書類及び協定に従つて行われた日本国のその他のすべての査察活動についての査察報告を機関に送付する。

第十七条 機関は、日本国の査察活動を観察することにより協定に規定する特定査察の目的を達成することができるときはいつでも、日本国の査察活動を観察することにより特定査察を行う。

第十八条 (a) 協定及びこの議定書の適用について検討し及びその適用を容易にすること並びに保障措置の分野における新たな技術的發展及び得られた経験を活用することを目的として、日本国政府及び機関の代表者から成る合同委員会を設ける。

(b) 合同委員会は、次の目的のため、定期に会合する。

(i) 協定及びこの議定書の実施から生ずる問題の検討(査察業務量の合意された推定値の検討を含む)。

(ii) 保障措置の方法及び技術的發展の検討。

(c) 合同委員会は、また、保障措置の分野における研究及び開発の成果の活用に関する日本国政府と機関との間の協力を検討し、及び促進するものとし、並びに研究及び開発の成果を補助取極に反映させることに關して勧告を行うものとする。

千九百七十七年三月四日にウィーンで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
鹿取泰衛

国際原子力機関のために
シグヴァルド・エクランド

〔安孫子藤吉君登壇 拍手〕

○安孫子藤吉君 ただいま議題となりました国際原子力機関との保障措置協定につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、わが国が核兵器の不拡散に關する条約の締結国となつたことに伴う義務として、わが国の原子力の平和利用に係るすべての核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されていなくことを確認するため、国際原子力機関の保障措置を受諾することについて定めたものであります。

この協定において、保障措置は原則として国際原子力機関がわが国による自主査察の一部に立ち会ふこと及び自主査察を觀察することにより実施されることとなつてゐるほか、国際原子力機関は、一定の条件のもとに、保障措置に關し、他の

国または一群の国、すなわちユーラトムと同等の待遇をわが国に与えること、商業上、産業上の秘密を保護する措置をとること、また、合理的に保障措置を実施することとなつております。

委員会におきましては、協定上の問題のほか、核エネルギーの確保、使用済み核燃料の再処理、国際核燃料サイクル評価、核軍縮、核兵器不拡散条約体制、核ジャック防止策、原子力施設及び核廃棄物の安全性等各般の問題にわたり熱心なる質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知を願ひます。

去る十七日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定をいたしました。

以上御報告をいたします。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よつて、本件は承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第二 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日程第三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律案 (いずれも第八十回国会内閣提出、第八十二回国会衆議院送付)

以上兩案を一括して議題といたします。以上兩案を一括して議題といたします。科学技術振興対策特別委員長藤原房雄君。

審査報告書
日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年十一月十八日

科学技術振興対策特別委員長 藤原 房雄
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本原子力船開発事業団法が廃止するものとされる期限を昭和五十五年十一月三十日に変更しようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、昭和五十二年一般会計予算に日本原子力船開発事業団出資及び助成に必要な経費として十七億六千万円が計上されている。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

第八十回国会及び第八十一回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和五十二年十月二十八日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案 (小字及び一は衆議院修正)

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法(昭和三十八年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

昭和五十二年十一月二十一日 参議院會議録第十一号 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案外一件

審査報告書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年十一月十八日

科学技術振興
策特別委員長 藤原 房雄
参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、核兵器の不拡散に関する条約第三十一条及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の実施に伴い、立入検査に関する規定の整備等国際規

制物質の使用に関し、国内制度の整備を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
第八十回国会及び第八十一回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を修正議決したからこれを送付する。

昭和五十二年十月二十八日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

(小字及び一は衆議院修正)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六十一条の八」を「第六十一条の二十三」に改める。

第六十二条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第三十三条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第三十三条第三項第一号中「第八号」を「第九号」に改める。

第四十四条を次のように改める。

(事業の指定等)
第四十四条 動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所(日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)第二十二条第二項の認可を受けて再処理の事業を行う場合に限る。以下この章において同じ。)以外の者で再処理の事業を行おうとするものは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の指定を受けなければならない。

前項の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければ

ばならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

三 再処理を行う使用済燃料の種類及び再処理能力

四 再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法

五 再処理施設の工事計画

六 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分方法

13 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、再処理の事業を行おうとするときは、政令で定めるところにより、その再処理施設の設置について内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

14 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、前項の承認を受けようとするときは、第二項第二号から第六号までに掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四十四条の次に次の三条を加える。

(指定の基準等)

第四十四条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その指定をすることによつて原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 その事業を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。

四 再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害の防止上支障がないものであること。

12 内閣総理大臣は、前条第三項の承認の申請があつた場合においては、その申請が前項第四号に適合していると認めるときでなければ、同条第三項の承認をしてはならない。

13 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、第一項各号(同条第三項の承認にあつては、第一項第四号)に規定する基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

(指定の欠格事項)

第四十四条の三 次の各号の一に該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。

一 第四十六条の七第二項の規定により第四十四条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を

終わり、又は執行を受けることになつた後、二年を経過していない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号の一に該当する者のあるもの

(変更の許可及び届出等)

第四十四条の四 第四十四条第一項の指定を受けた者(以下「再処理事業者」という。)は、同条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更しようとするときは、この限りでない。

2 再処理事業者は、第四十六条の六第一項に規定する場合を除き、第四十四条第二項第一号又は第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

8 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

14 動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所は、第四十四条第二項第五号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。同項第二号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。

15 第四十四条の二の規定は、第一項の許可又は第三項の承認に準用する。

第四十五条第一項中「行なう」を「行ふ」に、「又は前条ただし書の場合における日本原子力研究所をいう。」を「及び日本原子力研究所を含む。」第四十六條の三、第四十六條の五から第四十六條の七まで、第六十五條及び第六十六條を除き、「再処理設備及びその附属施設(以下「再処理施設」という。)(を「再処理施設」に改める。

第四十六條の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「工事」の下に「及び性能」を加え、同条第一項を次のように改める。

2 前項の検査においては、再処理施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第四十六條の次に次の六條を加える。

(定期検査)

第四十六條の二 再処理事業者は、再処理施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その再処理施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行ふ。

(事業開始等の届出)

第四十六條の三 再処理事業者は、その事業を開始し、休止し、又は再開したときは、それぞれその日から十五日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(使用計画)

第四十六條の四 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、再処理施設の使用計画を作成し、内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(合併)

第四十六條の五 再処理事業者である法人の合併の場合(再処理事業者である法人と再処理事業者でない法人が合併する場合において、再処理事業者である法人が存続するときを除く。)において当該合併について内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 第四十四条の二第一項第一号から第三号まで及び第三項並びに第四十四条の三の規定は、前項の認可に準用する。

(相続)

第四十六條の六 再処理事業者について相続があつたときは、相続人は、再処理事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により再処理事業者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、その事実を証する書面を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第四十六條の七 内閣総理大臣は、再処理事業者が正当な理由がないのに、総理府令で定める期間内にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したときは、第四十四条第一項の指定を取り消すことができる。

2 内閣総理大臣は、再処理事業者が次の各号の一に該当するときは、第四十四条第一項の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第四十四条の三第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第四十四条の四第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三 第四十九條の規定による命令に違反したとき。

四 第五十条第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

五 第五十一条第二項において準用する第二十二條の五の規定による命令に違反したとき。

六 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

七 第六十二条第一項又は第二項の条件に違反したとき。

昭和五十二年十一月二十一日 参議院會議録第十一号 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案外一件

二二四

八 原子力損害の賠償に関する法律第六六条の規定に違反したとき。

第四十九条中「再処理施設の保全若しくは再処理設備の操作又は」を「再処理施設の性能が第四十六条の第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は再処理施設の保全、再処理設備の操作若しくは」に改める。

第五十条の次に次の一条を加える。

(再処理施設の解体)

第五十条の二 再処理事業者(第六十六條第一項に規定する者のうち再処理事業者に係る者を含む。次項において同じ)は、再処理施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、必要があると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の解体の方法の指定、使用済燃料による汚染の除去その他使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第五十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同号の前に次の一号を加える。

五 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第六十一条第九号中「第六十一条の八」を「第六十一条の九」に改める。

第六十一条の六中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十一条の八第一項若しくは第四項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

第六章の二中第六十一条の八を第六十一条の九とし、同条の次に次の十四条を加える。

(情報処理業務の委託)

第六十一条の十 内閣総理大臣は、国際約束に基づく保障措置の適切な実施に資すると認めるときは、政令で定めるところにより、国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務(以下「情報処理業務」という。)をその指定する者(以下「指定情報処理機関」という。)に行わせることができる。

(指定)

第六十一条の十一 前条の指定は、情報処理業務を行おうとする者の申請により行ふ。

(指定の基準)

第六十一条の十二 内閣総理大臣は、第六十一条の十の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の指定をしてはならない。

一 情報処理業務を適確に遂行するに足る技術的能力及び経理的基礎があること。
二 民法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 情報処理業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて情報処理業務

の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて国際約束に基づく保障措置の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の欠格事項)

第六十一条の十三 次の各号の一に該当する者には、第六十一条の十の指定を与えない。

一 第六十一条の二十一の規定により第六十一条の十の指定を取り消され、取消の日から二年を経過していない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくつた後、二年を経過していない者

三 その業務を行う役員のうちに前号に該当する者のある者

(名称等の変更)

第六十一条の十四 指定情報処理機関は、その名称、住所又は情報処理業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

(業務の実施義務)

第六十一条の十五 指定情報処理機関は、内閣総理大臣から情報処理業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、情報処理業務を行わなければならない。

(業務規定)

第六十一条の十六 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規定(以下「業務規定」という。)を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規定で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可をした業務規定が情報処理業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(事業計画等)

第六十一条の十七 指定情報処理機関は、毎事業年度開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務)

第六十一条の十八 指定情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、情報処理業務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(適合命令)

第六十一条の十九 内閣総理大臣は、指定情報処理機関が第六十一条の十二第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第六十一条の二十 指定情報処理機関は、内閣総理大臣の許可を受けなければ、情報処理業務の全

部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第六十一条の二十一 内閣総理大臣は、指定情報処理機関が次の各号の一に該当するときは、第六十一条の十の指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十一条の十三第二号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第六十一条の十四、第六十一条の十五、第六十一条の十七又は前条の規定に違反したとき。

三 第六十一条の十六第一項の認可を受けた業務規定によらないで情報処理業務を行つたとき。

四 第六十一条の十六第三項又は第六十一条の十九の規定による命令に違反したとき。

(公示)

第六十一条の二十二 内閣総理大臣は、次の場合には、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十一条の十の指定をしたとき。

二 第六十一条の二十の許可をしたとき。

三 前条の規定により指定を取り消したとき。

(報告徴収等)

第六十一条の二十三 内閣総理大臣は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又はその職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十一条の七の次に次の一条を加える。

(計量管理規定)

第六十一条の八 国際規制物資使用者及び第六十一条の三第一項各号(第一号を除く。)の一に該当する場合における当該各号に規定する者(以下この条において「国際規制物資使用者等」という。)は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため、総理府令で定めるところにより、計量管理規定を定め、国際規制物資の使用開始前に、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 内閣総理大臣は、計量管理規定が国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するために十分でないとき、前項の認可をしてはならない。

3 内閣総理大臣は、国際規制物資の適正な計量及び管理を確保するため必要があると認めるときは、国際規制物資使用者等に対し、計量管理規定の変更を命ずることができる。

4 国際規制物資使用者等及びその従業者は、計量管理規定を守らなければならない。

第六十二条第二項中「第三第一項の下に」若しくは第四十四条第一項を加え、「附する」を「付する」に改める。

第六十五条第一項中「若しくは加工事業者」を「加工事業者若しくは再処理事業者」に改め、「加工事業者」の下に「再処理事業者」を加え、同条第二項中「第三第一項の下に」若しくは第四十四条第一項を加え、同条第三項中「又は原子炉設置者」を「原子炉設置者」に、「承認がなかつたときは」を「承認がなかつたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承認がなかつたときは」に改める。

第六十六条第一項中「第十條」の下に「若しくは第四十六條の七」を、「製錬事業者」の下に「若しくは再処理事業者」を加え、同条第三項中「若しくは加工」を「加工若しくは再処理」に改め、「原子炉設置者」の下に「再処理事業者」を加える。

第六十七条の二第二項中「第四十六條の下に」第四十六條の二を加える。

第六十八條の見出しを「(立入検査等)」に改め、同条第一項中「又は関係者に質問させることができる」を「関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を取去ることができる」に改め、同条第四項中「国際規制物資の」を「国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の」に、「その職員」を「その職員(第七十四條の二第二項の規定により立入検査を行う通商産業省又は運輸省の職員を含む。第六項において同じ。)」に、「国際規制物資を使用している者」を「国際規制物資使用者及び第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者に」、「その船舶」を「その船舶。次項及び第六項において同じ。」に、「最少限度を」最小限度に改め、同条に次の三項を加える。

5 内閣総理大臣は、国際約束に基づく保障措置の実施に必要な限度において、総理府令で定めるところにより、その職員に、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をさせ、又は装置を取り付けさせることができる。

6 国際原子力機関の指定する者は、内閣総理大臣の指定するその職員の立会いの下に、国際約束で定める範囲内、国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において、国際規制物資の移動を監視するために必要な封印をし、又は装置を取り付けることができる。

7 何人も、前二項の規定によりされた封印又は取り付けられた装置を、正当な理由がないのに、取り外し、又は損壊してはならない。

第六十九條第一項中「第七十四條の二」を「第七十四條の二第一項」に改め、「第三十三條の下に」第四十六條の七を加え、「又は第六十一條の六」を「第六十一條の六又は第六十一條の二十一」に改める。

第七十一條第五項中「若しくは第二十條」を「第二十條、第四十四條第一項、第四十四條の四第一項、第四十六條の五第一項若しくは第四十六條の七」に改め、「第十三條第一項の許可の下に」若しくは第四十四條第一項の指定を加え、同条第六項中「申請者を含む。」の下に「又は当該再処理事業者(第四十四條第一項の指定の申請者を含む。)」を加え、同条第七項中「若しくは第二十二條の五」を「第二十二條の五(第五十一條第二項において準用する場合を含む。)、第四十九條、第五十條第一項若しくは第三項若しくは第五十條の二第二項に改め、「加工事業者の下に」若しくは再処理事業者」を加え、「若しくは第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二第二項(第五十一條第二項において準用する場合を含む。)、第四十四條の四第二項、第四十六條の三、第四十六條の四、第四十

昭和五十二年十一月二十一日 参議院會議録第十一号 日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案外一件

二二六

六条の六第二項若しくは第五十条の二第一項に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所が行う再処理の事業に係る処分、命令、届出又は報告については、この限りでない。

第七十二条中「第三條第一項の下に」若しくは第四十四条第一項を、「第三十九條第一項若しくは第二項の下に」第四十四条の四第一項を、「第十條の下に」若しくは第四十六條の七を加える。

第七十四條の二の見出し中「委任等」に改め、同条第一号中「第三條第一項の下に」及び第四十四條第一項を加え、同条第二号中「並びに第三十九條第一項及び第二項」を、「第三十九條第一項及び第二項並びに第四十四條の四第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第四十四條第三項及び第四十四條の四第三項の規定による承認

第七十四條の二第三号中「及び第三十一條第一項」を、「第三十一條第一項及び第四十六條の五第一項に改め、同条第四号中「第十條第一項の下に」及び第四十六條の七第一項を加え、」及び同条第二項を「並びに第十條第二項及び第四十六條の七第二項に改め、同条に次の二項を加える。

2 第六十八條第一項及び第五項の規定により内閣総理大臣がその職員に行わせることができる事務は、政令で定めるところにより、通商産業省又は運輸省の職員に行わせることができる。

3 第六十八條第二項及び第三項の規定は、前項の規定により通商産業省又は運輸省の職員に行わせる立入検査に準用する。

第七十五條第二号中「第三條第一項の下に」又は第四十四條第一項を加え、同条第二号中「第三十九條第一項若しくは第二項の下に」第四十四條の四第一項を加え、同条第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第四十四條第三項又は第四十四條の四第三項の承認を受けようとする者

第七十七條中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「又は第二十條第二項」を、「第二十條第二項又は第四十六條の七第二項」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 第四十四條第一項の指定を受けないで再処理の事業を行つた者

第七十七條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第四十四條第三項の承認を受けないで再処理の事業を行つた者

第七十八條中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 第四十四條の四第一項又は第三項の規定により許可又は承認を受けなければならない事項について、これらの規定による許可又は承認を受けないで第四十四條第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項を変更した者

第七十八條の次に次の二条を加える。

第七十八條の二 第六十一條の十八の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十八條の三 第六十一條の二十一の規定による情報処理業務の停止の命令に違反した場合に於て、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十九條中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。
四の二 第五十條の二第一項の規定による届出をしない再処理施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

第七十九條の二第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「第六十一條の八」を「第六十一條の九」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八 第六十一條の八第一項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反した者
第八十條中「二万円」を「十万円」に改め、同条第六号中「立入」を「立入り」に改め、同条に次の二号を加える。

七 第六十八條第七項の規定に違反した者

第八十條の次に次の一号を加える。
第八十條の二 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六十一條の二十の許可を受けないで情報処理業務の全部を廃止したとき。

二 第六十一條の二十三第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第六十一條の二十三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第八十一條中「前四條」を「第七十七條、第七十八條、第七十九條又は第八十條」に改める。

第八十二條中「一万円」を「五万円」に改め、同条第一号中「若しくは第十七條」を、「第十七條若しくは第四十六條の三」に改め、同条第二号中「第三十條」の下に「若しくは第四十六條の四」を加える。

第八十三條中「第三十二條第二項」の下に「第四十四條の四第二項若しくは第四十六條の六第二項」を加え、「五万円」を「三万円」に改める。

第二條 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十四條の二第三項を次のように改める。

3 内閣総理大臣は、前条第一項の指定又は同条第三項の承認をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号、第二号及び第三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項第三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び第四号に規定する基準の適用については原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならない。

第四十六條の七第二項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 第五十八條の二の規定に違反したとき。

七 第五十九條の二第二項の規定に違反し、又は同条第三項の規定による命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第二条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)の公布の日から施行する。

一 第一条の規定及び次条から附則第四条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十四条の二第三項の改正規定 原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる日

三 第二条中前号に掲げる改正規定以外の改正規定 原子力基本法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる日

(経過措置)
第二条 第一条の規定の施行の際現に動力炉・核燃料開発事業団が設置し、又は設置に着手している再処理施設については、次項の規定により動力炉・核燃料開発事業団が提出する書類に記載されたところにより、前条第一号に掲げる日に第一条の規定による改正後の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「新法」という。)第四十四条第三項の承認があつたものとみなして、新法の規定を適用する。

12 動力炉・核燃料開発事業団は、前項の規定の適用を受ける再処理施設について、新法第四十四条第三項の承認を申請する場合に必要とされる事項を記載した書類を、前条第一号に掲げる日から六十日以内に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

13 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十六条第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第四十六条第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。

14 この法律
第一条の規定の施行の際現に国際規制物資を使用している者についての「新法第六十一条の八第一項の規定の適用については、同項中「国際規制物資の使用開始前」とあるのは、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第 号)の施行の日」
附則第一条第一号に掲げる日から三十日以内に」とする。

15 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 原子力基本法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第三条のうち核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下この条において「法」という。)第六十五条第一項の改正規定中「加工事業者の下に」「再処理事業者」を加える。

第三条のうち法第六十八条第一項の改正規定中「区分」の下に「(核燃料物質使用者並びに国際規制物資使用者及び第六十一条の三第一項各号の二に該当する場合における当該各号に規定する者)については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。」を加え、「国際規制物資使用者を「国際規制物資を使用している者」に改め」を「国際規制物資使用者の下に」若しくは第六十一条の三第一項各号の二に該当する場合における当該各号に規定する者」を加えに改める。

第三条のうち法第七十一条第七項の改正規定中「加工事業者を」「再処理事業者」に改め、同条に四項を加える改正規定のうち同条第九項の規定中「又は加工事業者を」「加工事業者又は再処理事業者」に改め、「内閣総理大臣及び通商産業大臣の下に」「(再処理の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団又は日本原子力研究所に対するものにあつては、内閣総理大臣)」を加え、「再処理事業者」を削る。

第三条のうち法第七十四条の二の改正規定を次のように改める。
第五号を「同項第五号」に改める。
第七十四条の二第二項第二号中、「第二十三条の二第二項及び」「第二十六条の二第二項を削り、「第三十九条第一項及び第二項並びに」を「第三十九条第一項及び」に改め、同項第五号中「及び第三項」を削り、「並びに同条」を「及び同条」に改める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)
第四条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 規制法第四十四条第一項の指定を受けた者

「藤原房雄君登壇 拍手」
藤原房雄君 ただいま議題となりました二法案について、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案は、日本原子力船開発事業団が廃止するものとされる期限を、現行法に規定する昭和五十二年三月三十一日から昭和五十五年十一月三十日に変更しようとするものであります。

なお、この廃止するものとされる期限は、政府案では昭和六十二年三月三十一日となっていたのを、衆議院で昭和五十五年十一月三十日に修正し

たものであります。次に、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、核兵器の不拡散に関する条約に基づく日本国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定の実施に伴い、立入検査に関する規定の整備等、国際規制物資の使用に関し国内制度の整備を行おうとするものであります。

なお、衆議院において、政府案にありました再処理事業の規制に関する改正規定を削除する修正が行われております。

委員会におきましては、両案を一括して議題と

昭和五十二年十一月二十一日 参議院會議録第十一号

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案外一件 参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に
関する件

二二八

して、参考人の意見を聴取するとともに、原子力船「むつ」の点検、修理の進め方、安全審査体制のあり方、四者協定に対する政府の取り組み方、修理費、新定係船決定の目途、情報処理機関の役割、員に秘密保持義務を課することの是非等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、まず、日本原子力船開発事業団法改正案の討論に入りましたところ、日本社会党森下理事、公明党堀出理事及び日本共産党佐藤理事よりそれぞれ反対、自由民主党藤川理事、民社党三治委員及び新自由クラブ柿沢委員よりそれぞれ賛成の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって衆議院送付案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正案を議題といたしましたところ、吉田委員より、日本社会党を代表して、同法改正規定中、秘密保持義務の規定と、これに係る罰則規定を削除することを内容とする修正案が提出されました。

修正案に対する質疑は別に、直ちに原案及び修正案の討論に入りましたところ、日本社会党森下理事より、原案に反対、修正案に賛成、日本共産党佐藤理事より、原案に反対、修正案には保留、また、自由民主党亀井委員、公明党堀出理事、民社党三治委員及び新自由クラブ柿沢委員より、それぞれ原案に賛成、修正案に反対の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって衆議院送付案とおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。まず、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙吉) 次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

○議長(安井謙吉) 参議院運営委員長から、参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置に關し、発言を求められております。

この際、発言を許します。参議院運営委員長木村睦男君。

〔木村睦男君登壇 拍手〕

○木村睦男君 参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置について御報告申し上げます。

参議院の組織及び運営の改革につきましては、かねてから院内外を通じて多くの議論が交わされ、ここ数年來特にその関心が高まり、本院といしましても種々改革の成果を上げてまいりました。本年七月の通常選挙後、安井議長主宰のもとに開かれた各会派代表者懇談会において、さらに積極的に改革問題に取り組むこととし、そのための公的な協議機関を設置することが合意され、その協議機関の構成等については議院運営委員会において検討することとなりました。これを受けて検討を重ねてまいりました結果、本日の委員会におきまして、本院の組織及び運営の改革に関する諸問題を調査検討し、その改善策を議長に報告するため、議院運営委員会の委員長及び理事並びに各会派から推薦された議員をもって構成する「参議院の組織及び運営の改革に関する協議会」を設置することを全会一致をもって決定いたしました。

以上御報告いたしますとともに、本院が良識の府として真に国民の期待にこたえるためにも、各位の御協力により本協議会が所期の成果を上げることができまうよう、心から願うものでございます。(拍手)

○議長(安井謙吉) 本日は、これにて散会いたします。

午前十時二十五分散会

出席者は左のとおり。

議長 安井 謙吉
副議長 加瀬 完吉

議員
太田 淳夫君 馬場 富君
和泉 照雄君 矢原 秀男君
渡部 通子君 藤原 房雄君
桑名 義治君 相沢 武彦君
井上 計君 中野 明君
内田 善利君 堀出 啓典君
柳澤 錬造君 柄谷 道一君
遠藤 政夫君 三木 忠雄君
山本 昭範君 上林 繁次郎君
阿部 憲一君 和田 春生君
衛藤 征士郎君 岩崎 純三君
原田 立君 矢追 秀彦君
田代 富士男君 栗林 卓司君
鈴木 一弘君 宮崎 正義君
渋谷 邦彦君 柏原 ヤス君
木島 則夫君 中村 利次君
原 文兵衛君 二宮 文造君
小平 芳平君 多田 省吾君
中尾 辰義君 田淵 哲也君
向井 長年君 前田 佳都男君
新谷 寅三郎君 下村 泰君
山田 勇君 市川 房枝君

青島 幸男君 喜屋武眞榮君
秦 豊君 金丸 三郎君
亀長 友義君 北 修二君
鈴木 正一君 伊江 朝雄君
浅野 拓君 後藤 正夫君
糸山英太郎君 遠藤 要君
上條 勝久君 中西 一郎君
寺下 岩藏君 平井 卓志君
林 道君 安孫子藤吉君
青井 政美君 小林 国司君
中山 太郎君 志村 愛子君
中村 慎二君 古賀 四郎君
金井 元彦君 梶木 又三君
土屋 義彦君 長田 裕二君
木村 睦男君 上原 正吉君
大石 武一君 八木 一郎君
郡 祐一君 熊谷 太三郎君
源田 実君 林田 悠紀夫君
丸茂 重貞君 増田 盛君
片山 正英君 河本 嘉久藏君
斎藤 十朗君 大島 友治君
山本 富雄君 真鍋 賢二君
増岡 康治君 堀江 正夫君
田原 武雄君 高橋 圭三君
高平 公友君 竹内 潔君
中村 啓一君 成相 善十君
井上 吉夫君 亀井 久興君
坂野 重信君 堀内 俊夫君
佐々木 満君 望月 邦夫君
最上 進君 宮田 輝君
安田 隆明君 細川 護熙君
石破 二朗君 大鷹 淑子君
佐藤 信二君 斎藤 栄三郎君
植木 光教君 園田 清充君
藤井 丙午君 鳴崎 均君
初村 滝一郎君 山崎 竜男君
鈴木 省吾君 徳永 正利君
江藤 智君 大谷 藤之助君

昭和五十二年十二月二十一日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

加藤 武徳君	堀見 俊二君	久保 亘君	村田 秀三君
二木 謙吾君	小澤 太郎君	野口 忠夫君	栗原 俊夫君
岩動 道行君	町村 金五君	市川 正一君	渡辺 武君
西村 尚治君	石本 茂君	阿具根 登君	竹田 四郎君
高橋 譽富君	森下 泰君	瀬谷 英行君	戸叶 武君
神沢 弘治君	岡山 雅也君	小柳 勇君	秋山 長造君
降矢 敬義君	藤井 裕久君	河田 賢治君	宮本 顯治君
田代由紀男君	有田 一寿君	上田耕一郎君	
森田 重郎君	野末 陳平君		
林 寛子君	野呂田芳成君	外務大臣	場山威一郎君
福島 茂夫君	高杉 勉忠君	国務大臣	宇野 宗佑君
村沢 牧君	勝又 武一君	科学技術庁長官	田澤 吉郎君
藤川 一秋君	福岡日出磨君	国務大臣	
広田 幸一君	矢田部 理君	国土庁長官	
案納 勝君	志苦 裕君		
戸塚 進也君	中村 太郎君		
永野 嚴雄君	片山 甚市君		
浜本 万三君	赤桐 操君		
菅野 機作君	山内 一郎君		
内藤三郎君	上田 哲君		
山崎 昇君	和田 静夫君		
鳩山威一郎君	楠 正俊君		
玉置 和郎君	川村 清一君		
安永 英雄君	吉田忠三郎君		
坂倉 藤吾君	佐藤 三吾君		
下田 京子君	佐藤 昭夫君		
大森 昭君	松前 達郎君		
穂山 篤君	山中 郁子君		
安武 洋子君	内藤 功君		
安恒 良一君	吉田 正雄君		
大木 正吾君	丸谷 金保君		
香脱タケ子君	小巻 敏雄君		
森下 昭司君	青木 新次君		
野田 哲君	対馬 孝且君		
粕谷 照美君	小笠原貞子君		
神谷信之助君	寺田 熊雄君		
片岡 勝治君	宮之原貞光君		
立木 洋君	橋本 敦君		

議長の報告事項

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

松本 英一君
宮本 顯治君

補欠 佐藤 三吾君
神谷信之助君

法務委員

佐藤 三吾君
神谷信之助君

補欠 佐藤 三吾君
神谷信之助君

大蔵委員

下条進一郎君
西ヶ久保重光君

補欠 藤川 一秋君
田中寿美子君

農林水産委員

佐藤 三吾君

補欠 矢田部 理君

農林水産委員

木島 則夫君

補欠 三治 重信君

商工委員

藤川 一秋君

補欠 下条進一郎君

運輸委員

井上 吉夫君

補欠 増岡 康治君

通信委員

田中寿美子君

補欠 西ヶ久保重光君

建設委員

三治 重信君

補欠 木島 則夫君

予算委員

宮之原貞光君

補欠 矢田部 理君

決算委員

野田 哲君

補欠 瀬谷 英行君

参議院議長

矢田部 理君

補欠 宮之原貞光君

参議院議長

大塚 喬君

補欠 竹田 四郎君

参議院議長

宮之原貞光君

補欠 松本 英一君

参議院議長

宮之原貞光君

補欠 松本 英一君

参議院議長

宮之原貞光君

補欠 松本 英一君

参議院議長

宮之原貞光君

補欠 松本 英一君

参議院議長

宮之原貞光君

補欠 松本 英一君

参議院議長

宮之原貞光君

補欠 松本 英一君

一、派遣委員

塚田十一郎

加藤 武徳

林 道

野田 哲

竹内 潔

林 寛子

堀江 正夫

大塚 喬

勝又 武一

和泉 照雄

山中 郁子

井上 計

一、派遣地 青森県

一、期間 十一月十八日一日間

一、費用 概算一四五、二〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十條の二により承認を求めます。

昭和五十二年十一月十五日

参議院議長 安井 謙殿

内閣委員長 塚田十一郎

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律

一般会計の歳入の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

片山 正英君

補欠 藤井 裕久君

地方行政委員

秦 豊君

補欠 田 英夫君

法務委員

安永 英雄君

補欠 案納 勝君

外務委員

田 英夫君

補欠 案納 勝君

大蔵委員

藤井 裕久君

補欠 片山 正英君

昭和五十二年十一月二十一日 参議院會議録第十一号 議長の報告事項

社会労働委員

辞任

森下 泰君

補欠

中村 啓一君

(国会法第四十二
条第二項但書の
規定によるもの)

(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

農林水産委員

辞任

田代由紀男君

補欠

亀長 友義君

通信委員

辞任

案納 勝君

補欠

安永 英雄君

予算委員

辞任

大塚 喬君

補欠

竹田 四郎君

決算委員

辞任

竹田 四郎君

補欠

大塚 喬君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

長谷川 信君

補欠

最上 進君

物価等対策特別委員

辞任

木島 則夫君

補欠

柳澤 鍊造君

内閣委員会

辞任

渡辺 武君

補欠

神谷信之助君

地方行政委員会

辞任

大塚 喬君

補欠

(秦豊君の補欠)

理事

神谷信之助君

同日委員長から次の報告書が提出された。

核兵器の不拡散に関する条約第三一条一及び四の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定の締結について承認を求めるの

件(第八十四国会開会第一〇号)議決報告書

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

藤井 裕久君

補欠

片山 正英君

法務委員

辞任

案納 勝君

補欠

安永 英雄君

大蔵委員

辞任

片山 正英君

補欠

藤井 裕久君

社会労働委員

選任

中村 啓一君

補欠

森下 泰君

農林水産委員

辞任

田代由紀男君

補欠

亀長 友義君

運輸委員

辞任

龜長 友義君

補欠

田代由紀男君

通信委員

辞任

増岡 康治君

補欠

井上 吉夫君

建設委員

辞任

安永 英雄君

補欠

案納 勝君

予算委員

辞任

井上 吉夫君

補欠

増岡 康治君

決算委員

辞任

市川 房枝君

補欠

青島 幸男君

辞任

和泉 照雄君

補欠

太田 淳夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

物価等対策特別委員

辞任

神谷信之助君

補欠

渡辺 武君

科学技術振興対策特別委員

辞任

源田 実君

補欠

中村 太郎君

後藤 正夫君

成相 善十君

金丸 三郎君

高平 公友君

永野 巖雄君

玉置 和郎君

伊江 朝雄君

北 修二君

松前 達郎君

栗原 俊夫君

寺田 熊雄君

山田 篤君

向井 長年君

三治 重信君

補欠

山崎 竜男

同日議長において、次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもって国土庁計画・調整局長下河辺淳君は国土事務次官に任命されたのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、次の者を第八十二回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

国土庁計画・調整局長 福島 量一君

第八号中正誤

第一 段 行 誤 正
 一 二 三 知 っ て い く も 知 っ て い て も

昭和五十二年十一月二十一日 参議院会議録第十一号

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門三丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大井) 107

三三二